

第百六十六回国会 参议院 環境委員会 會議録 第十三号

平成十九年六月十九日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月六日

辞任

岩城 光英君

岡田 広君

小川 敏夫君

六月七日

辞任

福山 哲郎君

六月八日

辞任

山本 孝史君

六月十一日

辞任

小林 元君

六月十二日

辞任

神本美恵子君

六月十三日

辞任

大野つや子君

六月十四日

辞任

福島啓史郎君

六月十八日

辞任

西田 吉宏君

岡崎トミ子君

市田 忠義君

出席者は左のとおり。

委員長

大石 正光君

補欠選任

山崎 正昭君

西田 吉宏君

平田 健二君

補欠選任

山本 孝史君

補欠選任

福山 哲郎君

補欠選任

神本美恵子君

補欠選任

小林 元君

補欠選任

福島啓史郎君

補欠選任

大野つや子君

補欠選任

山本 順三君

和田ひろ子君

紙 智子君

理事

大野つや子君

福山 哲郎君

加藤 修一君

愛知 治郎君

矢野 哲朗君

山本 順三君

小林 元君

平田 健二君

山根 隆治君

和田ひろ子君

荒木 清寛君

草川 昭三君

紙 智子君

田村 秀昭君

荒井 広幸君

島尻安伊子君

西野あきら君

若林 正俊君

土屋 品子君

北川 知克君

洪川 文隆君

齋藤 潤君

梅溪 健児君

清水 治君

委員

衆議院議員

環境委員長

環境大臣

環境大臣

環境副大臣

環境副大臣

環境大臣政務官

環境大臣政務官

環境大臣政務官

環境大臣政務官

環境大臣政務官

環境大臣政務官

環境大臣政務官

環境大臣政務官

環境大臣政務官

環境大臣政務官

環境大臣政務官

環境大臣政務官

環境大臣政務官

環境大臣政務官

環境大臣政務官

環境大臣政務官

環境大臣政務官

環境大臣政務官

環境大臣政務官

環境大臣政務官

環境大臣政務官

環境大臣政務官

外務大臣官房長

外務大臣官房審議官

財務大臣官房審議官

財務省主計局次長

財務省国際局次長

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

農林水産省生産局畜産部長

環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

環境省総合環境政策局長

環境省環境保健部長

環境省地球環境局長

環境省水・大気環境局長

環境省自然環境局長

富岡 悟君

南川 秀樹君

竹本 和彦君

西尾 哲茂君

上田 博三君

本川 一善君

小野 晃君

玉木林太郎君

松元 崇君

中村 明雄君

杉田 伸樹君

塩尻孝二郎君

外務大臣官房審議官

財務大臣官房審議官

財務省主計局次長

財務省国際局次長

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

農林水産省生産局畜産部長

環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

環境省総合環境政策局長

環境省環境保健部長

る件)

(地球温暖化対策に重点を置いた途上国援助に関する件)

(鳩間島及び波照間島の西表国立公園への編入に関する件)

○エコツーリズム推進法案(衆議院提出)

○委員長(大石正光君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る六日、岩城光英君、岡田広君及び小川敏夫君が委員を辞任され、その補欠として山崎正昭君、西田吉宏君及び平田健二君が選任されました。

また、昨日、西田吉宏君、岡崎トミ子君及び市田忠義君が委員を辞任され、その補欠として山本順三君、和田ひろ子君及び紙智子君が選任されました。

○委員長(大石正光君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大石正光君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に大野つや子君及び福山哲郎君を指名いたします。

○委員長(大石正光君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の

環境及び公害問題に関する調査のため、本日の

委員会に、理事会協議のとおり、内閣府大臣官房審議官齋藤潤君外十五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大石正光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大石正光君) 環境及び公害問題に関する調査を議題といたします。

この際、G8ハイリゲンダム・サミットにおける気候変動に関する結果に関する件について若林環境大臣から報告を聴取いたします。若林環境大臣。

○国務大臣(若林正俊君) G8ハイリゲンダム・サミットが、六月六日から八日までドイツのハイリゲンダムで開催されました。

本会合は、主要先進国の首脳らが一堂に会し、国際社会が直面する様々な問題につき意見交換を行うものです。今回は、主要途上国である中国やインドなどの五か国、また、アフリカ各国からも首脳が参加いたしました。今回の会合では、議長国ドイツは、「成長と責任」をテーマとして、「世界経済」「アフリカ」を主要議題として提示いたしました。このうち「世界経済」の分野では、特に気候変動問題が主要議題となりました。

本日は、気候変動に関する結果について、簡潔に御報告いたします。

サミットにおいて、安倍総理は、さきに発表した日本提案、美しい星50を各国首脳に紹介し、世界全体の排出量を現状に比して二〇五〇年までに半減することを全世界の共通の目標とすること、また、次期枠組みを構築するに当たっての三原則を提案されました。

その結果、主要排出国を含む新たなプロセスを立ち上げ、二〇五〇年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減させることを含む、EU、カナダ及び我が国による決定を真剣に検討することでG8首脳の合意が得られました。

安倍総理が世界に向けて理解と協力を呼び掛けてきた長期目標が、サミットの場でこのような形で合意された意義は大変大きいものであると考えております。また、今回、国連の下で次期枠組みを交渉するとの合意が得られたことも重要な成果であると思っております。

この間、安倍総理は、ドイツ、米国、フランス、ロシア、中国の首脳及び国連事務総長と会談し、二〇一三年以降の次期枠組みに関し、実効性のある国際的枠組みの実現に向けた協力などについて率直な意見交換を行いました。

今回のサミットの結果を受け、我が国がG8議長国となる来年は、二〇一三年以降の次期枠組みに向けた議論が一層活発になると思われれます。安倍総理は、北海道洞爺湖サミットにおいて気候変動問題を中心議題とする意向を示されており、我が国としては、安倍総理の提案に基づき、本年後半に米国が開催する主要排出国の会合を始め、パリで開催される第十三回気候変動枠組条約締約国会合、COP13等の会合において、主要排出国の実効ある参加を一層呼び掛けてまいります。

また、来年のサミットに先立ち、三月に開催される気候変動、クリーンエネルギー及び持続可能な開発に関する閣僚級対話、いわゆるG20対話及び五月に開催されるG8環境大臣会合において、最大限のリーダーシップを発揮してまいりたいと考えております。

○委員長(大石正光君) 以上で報告の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大野つや子君 おはようございます。自由民主党の大野つや子でございます。質問をさせていただきます。まず、気候変動問題の重要性、緊急性は、先ごろ発表されましたIPCCの報告によって更に確実性が増しております。科学からのこうしたメッセージを受けて、国際社会としても今や世界の首脳が最重要課題の一つとして取り上げるに至って

おります。今後の気候変動に関する議論の中心は、紛れもなく京都議定書第一約束期間の二〇一三年以降の次期枠組みづくりだと思っております。次期枠組みについて日本政府はどのような考えを持っていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(若林正俊君) 委員が御指摘になりましたように、この地球環境問題、とりわけ地球温暖化の問題は、世界、地球人類共通の最大の課題となっております。そのような課題に世界挙げて取り組んでいくために、先般のハイリゲンダム・サミットでは、G8諸国のほか、主要な途上国、新興国であります中国、インドなどG5、さらにアフリカ諸国なども参加をいただきまして、会合、協議が行われたわけでございます。

その会合におきまして、この地球温暖化の問題は、世界の課題としてどうしても解決、乗り切らなければならぬという認識を共有いたしました。そして二〇五〇年には少なくとも今の温室効果ガスの排出量を吸収量まで落とすという意味で、半減をするという方向で今後検討を進めることになったわけでございます。

それらを受けまして、来年の日本におきます洞爺湖サミット、日本が議長国になるわけでございますが、ここでこれからの枠組みの協議が行われるわけでございますが、この協議の重要な課題というのは、委員が正に御指摘になりました二〇一三年以降の具体的な温室効果ガスの排出抑制というのをどういう枠組みで組み立てていくかということになっていくわけでございます。

このことにつきまして我が国の考え方は、先月、安倍総理が発表されました美しい星50に盛り込まれておりますが、そこで三つの原則を提案しております。

すなわち、一つは、主要排出国がすべて参加し、現在の京都議定書よりも大きく前進するものとした上で、世界全体での排出削減にそのことがつながっていくものでなきゃならない。二番目として、共通だが差異のある責任と各国の能力の原

則の下で、先進国と途上国の取組が同じである必要はなく、同じ途上国というグループの中でも新興国とその他の国との間では能力も事情も異なることを踏まえて枠組みをつくらなければならぬということ。三つ目は、省エネなどの技術を生かして環境保全と経済発展とを両立をさせていること。この三つの原則が次期枠組みの骨格として適切に盛り込まれるようにリーダーシップを発揮し、様々な機会をとらえて各国と積極的に議論を重ねていくつもりでございます。

○大野つや子君 ありがとうございます。しっかりと取り組んでいくっていただきたいと思っております。次に、気候変動問題は地球規模で起きております。世界全体が取り組まなくてはならない問題でございます。特に米国や、中国、インドなどの新興諸国を今後の国際交渉のプロセスに確実に取り込み、積極的な協力を引き出していくことが重要であると存じます。今月上旬に開催されましたG8ハイリゲンダム・サミットにおいては、我が国の建設的かつ積極的な姿勢が評価されたものと、私も高く評価したいと思います。

そこで、改めて、今回のサミットの成果を踏まえ、二〇一三年以降の次期枠組みを実効あるものとすべく、更にこの分野での我が国のリーダーシップを発揮していくことが求められると思っておりますが、そのための具体的な道筋をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(若林正俊君) 先般のハイリゲンダム・サミットにおきまして、米国がこの次期枠組みを含みます地球温暖化対策のテーブルのつたということ、大変大きな意味があると思っております。そして、米国が呼び掛けて十五か国の各国の首脳との会合を持つという提案をされましたが、それも国連の枠組みの下で行うんだということが確認をされておりまして、これも大変意義のあることだと考えております。

問題は、御指摘のございました中国、インドなどの新興国と、どうしてもまだまだこれから発展をしなければならぬけれども温暖化問題の被害

を受ける可能性の高い途上国の皆様方でございます。こういう皆様方も一緒に舞台に入ってもらって一緒に協議していくという体制をつくっていくということが大変大事なことになると思います。

今年の九月には、国連の事務総長が呼び掛けまして国連総会の前に主要国の首脳と会合をするということになっておりますが、同時に、アメリカもこの秋には十五か国の首脳に呼び掛けまして地球温暖化問題について協議をするというようになっていっているわけでございます。そして、この表舞台としては、今年の十二月にパリで開催されますCOP13における次期枠組み交渉、このことを通じて主要排出国の実効のある参加を確保するように、これに参加するように呼びかけているところでございます。来年我が国がG8議長国として主催するG20の対話、これは三月に予定しております。また、G8環境大臣会合、これは五月に予定いたしておりますが、これらは北海道洞爺湖サミットを控えて交渉の極めて重要な局面になると考えておりまして、議長役としての最大限のリーダーシップを発揮してまいりたい、このように決意をいたしているところでございます。

また、米国は次期枠組みづくりへの参加を初めて表明するとともに、この米国の姿勢というのは、中国やインドが参加しない場合にはこの温室効果ガスの抑制しない効果が出ない、よって自分たちは参加しないんだというのが京都議定書から離脱をしたときの理由でございます。その意味で、米国がインド、中国を含めて主要排出国からの対話の場を設けるということを提案したと先ほど申し上げましたが、これは大変意義のあることでございまして、各国から歓迎されているところでございます。

我が国は、委員御承知のように、このハイリゲンダム・サミットに先立って日中の首脳会談をいたしました。日中首脳で地球温暖化問題に積極的に取り組んでいこうという意思の確認をいたしております。その後、日米の首脳会談を経てハイリゲンダム・サミットに総理は臨んたわけでございます。

います。日中との間に様々な環境問題をめぐりまして長いお互いの協調関係が続いてきておりますから、我が国は中国との関係について非常に太いパイプを持っていると思います。その意味で我が国の責任も大きいというふうな認識をいたしております。このようなプロセスを通じて、中国、インドを含む新興途上国、さらに一般途上国の皆さん方に積極的に働き掛けを行って、世界全体で新しい枠組みができれば、アジア太平洋を発展させていかなければならない、そのような決意で臨んでいきたいと思うところでございます。

○大野つや子君 大臣、ありがとうございます。今後、しっかりと対応を期待いたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、エコトリーズムについて質問をさせていただきます。エコトリーズムは、地域の自然環境の保全を図りながら地域振興を図るといって、正に環境と経済の好循環の具体的手段であると理解をいたしております。日本国土の七割、私の地元では、岐阜県では九割を森林が占めているわけでございますが、森林地域はその格好の場であるとも考えられます。このような生物多様性豊かな森林地域でエコトリーズムを推進する意義について、大臣はどのようにお考えでしょうか、お伺ひいたします。

○国務大臣(若林正俊君) 委員の御地元の岐阜県と同じように、我が長野県も大変な森林の多い地域でございます。その森林というのは、生物の宝庫でありますと同時に、伝統、文化、そしてまた地域の自然環境を保護するためにも大きな役割を担っております。自然と人間との共生を図っていくという意味で、これは洋の東西を問わず、やはり森と人のかかわり合いというのは非常に深い関係を持って今日に至っているわけでございます。

その意味で、その森を見直して新たな森の価値を見いだすということは大切なことであります。

て、エコトリーズムの推進というの、地域住民を始めとして自治体やあるいは関係の事業者、NPO、専門家などの多様な主体との連携によりまして、その対象となつております自然資源、森を中心とした自然資源を明確にしていく、言ってみれば森の中の、自然の中の宝探し、そしてその保全利用をどのように図っていくかというその在り方を検討する、そういう宝を磨いていくというように一連の活動がエコトリーズムを通じて期待されるわけでございます。このような地域の自然を大切に思い保全しようとする意識や地域の誇りを形成していくというものに積極的につながっていくものであると、このように考えております。

また、地域の自然を紹介するガイドが活用されるなどによりまして雇用の機会も生まれるとともに、滞在型の観光へつなげていくということが期待されると思ひます。地域振興に大きく資することが期待されていると思ひます。

一方、我が国の森林は、原生的な森林から人とかかわり合いにおいて維持形成されている里地里山の森林まで多様なタイプがありまして、地域特有の自然資源でありますことから、御指摘のとおり、エコトリーズム推進の格好の場になっているものと認識しております。このような森林地域においてエコトリーズムが推進され、山村の精神的、経済的な活力化や、また地域の生物多様性の保全に大いに寄与することを期待いたしているものでございます。

○大野つや子君 ありがとうございます。

次に、地域の誇りの源であり日本国民の伝統の源流とも言うべき森林を守っていくことについていろいろお話をいたしたんでございますけれども、環境大臣の御認識をもう一度お願ひしたいと思います。

○国務大臣(若林正俊君) ただいま申し上げたとおりでございますが、日本国全体で見ましても三分の二を森林が占めているところでございまして、この森林というのは、生物多様性を保全をする、また地球温暖化を防止するといったようなこ

となど、環境保全上重要な役割を果たしているわけでありまして、それだけではなくて、四季折々変化をする美しい風景や豊かな文化の根源でもあり、このように思うのでございます。

このような森林は、地球の悠久の歴史の中で多種多様な生物とそれを取り巻く環境との相互作用を通じてはぐくまれてきたものでございます。古来から私たち日本人は、無意識の中にこのことを感じ取っておりまして、生きとし生けるものが一体となった自然観というものを保持しております。自然を尊重し、自然と共生するということを常としてきたのであると思ひます。

今後とも、自然に対する謙虚な気持ちを持って、森林を始め我が国の自然環境を守り育ていくということが非常に大切なことだと認識しているわけでございます。環境省としても、環境保全に責任を有する立場から、日本の多様な緑豊かな森林を将来の世代に確実に引き継いでいくように努力してまいらなければならぬ、このように考えているところでございます。

山が戦後、外材との関係で非常に材木としての生産価値が落ちてきておりまして、そのために山の手入れをする人がいなくなつてくる、また高齢化、過疎化が進んで、ますます山が放置されて荒れているというようなことが続いております。そのようなことから災害を多発させることになり、また生態系にも大きな影響を与えてきているというのが現状でございます。その意味では、この森林整備というのはしっかりと、人が手を加えてこれを育てていくという視点で、人とのつながり、人とかかわり合いをかつてそうでありましたようにもつと深めていかなければいけません。そのためには、経済的な価値というものも森林にも一度付与していくような各種の政策を取っていかねばならないんじゃないかと、このように思うわけでございます。

委員の御指摘、委員の御意見をしっかりと受け止めて、これからこの青い山、清い水、そして美しい自然というものを形成している森林の整備

に一層力を入れてまいりたい、このように認識しているところでございます。

○大野つや子君 大変ありがとうございます。大臣の先ほども気候変動問題に対する並々ならぬ情熱を感じさせていただきました。

たった一つしかないこの地球でございます。大切な地球を、地球上に生きる生きとし生けるもののためにしっかりと今後取り組んでいっていただきたいことを強く要請し、私は議員として最後の質問をさせていただきますことに感謝を申し上げます。

○山根隆治君 民主党の山根でございます。

まず、ちよつと通告外で恐縮でございますけれども、昨日の夕刊と今日の朝刊に報道されておりました、トンネルじん肺の原告団と国との和解についての報道がございましたけれども、これについて大臣、何か御感想ありましたら、いろいろな訴訟問題等、環境省もかわつておられることが多かつたわけでありませうけれども、この国との和解についての御感想が何かあれば一言お述べいただければと思います。

○国務大臣(若林正俊君) 直接の環境省所管の事業にかかわるものでございませぬけれども、今委員が御指摘になりましたように、このじん肺問題は、この被害を受けた方と国及びその関係者との間に長い訴訟が係属されておまして、その訴訟の過程で多くの方がお亡くなりになる、そしてこの訴訟の係属によって苦痛を続けられた方々が大量にいらっしゃるわけでございます。そういう状況の中でこのたび国と原告団との間で和解に至つたということは大変喜ばしいことだとうふうに評価をいたしておまして、訴訟の場面ではそれぞれの責任の所在をめぐつて激しい意見の対立、論争があるわけでございますが、この被害を受けられた方々もそれぞれがいろいろな立場の違いを持っておられますけれども、共通の問題として国の責任というものをどのように認識するか。これも突き詰めるいろいろな議論があるわけござい

ますけれども、今申し上げたように長い間このことで苦しみ続けてこられた原告の立場というものを国としても認識した上で和解の成立だという意味で、この和解は歓迎すべきものだと考えているところでございます。

○山根隆治君 通告外で恐縮でございます。

今、大野先生が議員としての最後の御質疑というところでお話を聞きまして、少し詰まるものもございました。その御議論をちよつと聞いていて、これも細かい話ではないので、基本的なところでございますので、通告をこれもちよつとしてなかつたんですけれども、ちよつと御感想といふますかお考えを聞かせていただきたいと思つてすけれども。

今御報告のありましたハイリゲンダムサミットで、安倍総理が二〇五〇年までに半減をしたいというふうなお話が、排出について現状から半減したいというふうなことを述べられて、国際的な注目を浴びてほかの国々の御理解、共感も得たと、こういうことでございませうけれども、ふと疑問が思い浮かんだんでありますけれども、半減といふことの意味は何なんでしょうか。

○国務大臣(若林正俊君) 地球温暖化を止めなきゃいかぬ、ストップしなきゃいけないというのが基本でございます。今の状況を見ますと、温室効果ガス、特にCO<sub>2</sub>については自然の吸収源とございませぬ。吸収源の一番大きいのは海でございます。海面から吸収する。それから森林でございます。これらの吸収する量が三十二億トン余という、プラスチックありますけれども、それが吸収量なんです。ところが、排出はどうかということになりますと、年々蓄積される排出量が増えてまいりまして、これも七十一億トンプラスチックとナスというふうなことで倍以上になっているわけでありませぬ。

この温暖化を止めるためには、排出されている量を少なくとも吸収量まで落とさないことには止まらないわけですね。ですから、削減をしていくときに長期的に見てその吸収量とイコールになる

ところまで抑え、削減していかなきゃいかぬといふ、そういう考え方に基つきまして、それをざつと言いますと、これは現状から、分りやすく言えば、みんなの理解として言えば、半分にするということがなければ温暖化は止まらないね、温暖化を止めるためには半分にしよるじゃないかと、こういうことを世界の共通の認識にしたい、共有したいという意味で提案を申し上げているわけでございます。正確に言いますと、このIPCCの予測もこれ数字でございませうからいろいろ幅があるんですね。いつのときを起点にするかといふのはそれぞれいろんな議論があるんですけれども、分りやすく言えば、今我々が生活をして

いる地球の中で排出している量と想定されるものを少なくとも半減しないと吸収量に見合つたところまで行かないという意味で半減を提唱したということでございます。

も、そういう排出量というものを各国の状況を積み上げながら推定をしてきておるわけですね。しかし、これやはり地球の自然の大きな営みの中でありませぬから、ある幅があるという意味で、そういう意味では幅のある話の中をつないでどのくらいかということですから、科学的根拠に基づきながらみんなが理解できる、共通に理解できる、つまり対立もあるわけですね、考え方の違いが、科学的根拠の主張の仕方が、その共通の部分をお互いに共有していききたいという意味で半減、少なくとも半減という提案をしたということでございます。

○山根隆治君 そうしますと、半減という数字は科学的な根拠はないということではないんでしょか。

もう古典的なレポートですけれども、ローマ・クラブの報告などはかなり世界じゅうの学者がいろいろ科学的なデータを分析して、そしてレポートにまとめた。それへのいろんな当時から批判も、科学的な面からの批判ということもございましたけれども、一応すばらしい歴史的なレポートに当たつていたと思つてすね。

○国務大臣(若林正俊君) 正に科学的な根拠だと思つておられますように、その吸収量というのがあつたわけですね。これはもう海の中の生物諸活動などを通じて炭酸ガスを吸収していくという、これがどのぐらいの量あるかというふうなこと、正に科学的な知識、分析の結果から出てくるわけですね。森林がやはりどのぐらいの炭酸ガスなどを吸収しているかというの、これ全世界の森林面積を想定をし、その森林の吸収する量というものを推定して吸収量といふのは出しているわけですね。しかし、世界全体ですから統計的には誤差があります。非常に幅があるという意味で限界があるんですけれども、大ざつぱにいきますと先ほど申し上げたような数字になるわけですね。

この五〇%削減というの、分りやすくつきりするということで、何か大根をばさつと切つたようなそういうさつぱり感といふのはあるんですけれども、科学的に五五だと六〇ということじゃなくて、五〇といふのは一つの象徴的な数字、分りやすいといふかメンタルな部分に訴える、訴えやすいということが強かつたという理解でよろしいんでしょか。そのことがいけないと言つておられるんじゃないかと、そういう理解でいいかということをおっしゃるんです。

○国務大臣(若林正俊君) 先ほど科学的根拠がないとおっしゃられたものですから、そうではありませぬ。

それで、IPCCの推定を申し上げますと、これは、世界の科学者六百人ほどが集まり、日本の科学者もこの中にメンバーに入りまして相当大きな貢献をしているわけでございます。そのIPCCの第四次報告では、排出量を七十二プラスマイナス三億トンというふうに想定しています。吸収量については三十一億プラスマイナス十一億トンという幅を持って出しているわけでございます。しかし、このIPCCの報告とは別に、いや、もつと吸収量が多いんだという主張をしている国もありまして、そういう科学者もいるわけですね、個別に見ますと。だから、IPCCのものだけが絶対にこれで共通の認識が得られているとも言えない。

そういう意味で、ある幅のあるそれぞれの科学者あるいはそれぞれの国の主張というふうなものも共通にどこでこの認識を共有するかというふうな考えまして、このハイリゲンダム・サミットのときにも、EUとカナダと、そして日本の主張をベースにしたわけですが、少なくとも半減というのは、それじゃ、少なくとももつとどのくらいなのかということもあります。そこはそういう主張をまとめていく中で、お互いにこれだと共通の認識が得られるだろうという意味で半減、少なくとも半減という言い方をしたということでございます。

それなりに科学的な主張に幅があるということの中で共通の点をお互いが共有するために認識を提案をした。これもその方向に向かって検討するということになっておりまして、結論を得るにはなおお議論のあるところだと思います。

○山根隆治君 大臣の御答弁で背景と大体の風景が見えた気がいたします。

しかし、もう一つあれと思う疑問は、そうすると、数値の話でありますから少し細かしくなりまして、京都議定書で定められた期間というのがあって、二〇一二年、それを待たずに現状の半減というふうな表現をされているわけでありまして、これは少し丁寧な二〇一二年の時点

を踏まえてというふうなことではなかったところについてはどのような解釈をしたらよろしいのでしょうか。

○国務大臣(若林正俊君) この半減というのは二〇五〇年という長期の目標に対してどういう目標設定をするかということでございます。

お話の京都議定書は、二〇〇八年から二〇一二年までの期間をどのような形で、これは先進国だけですけど、地球全体がどうなるかということについてはそこでは明らかにしていないんですね。その参加した二十七か国の先進国について言うと、少なくとも一九九〇年比で五%減らそうと、先進国で。その中で日本は六%、EUは八%、そして離脱をしましたがアメリカは七%ということとを協議で決めたということでありまして、そういう二〇一二年までの期間の何%削減するかという手法として基準年を一九九〇年に置いたということでございます。

今度の長期計画は、五十年先ですから、そういう長期の先をどこを起点にしてというふうな、今言いましたように、少なくとも半減という程度の中ですべてありますから、今の時点というのはそれじゃ幾らなんだと。今というのはいつかという、IPCCの報告だと、二〇〇〇年から二〇〇五年までで幾らというのIPCCで推定したものがあつて、それじゃ、それを固定して世界共通の認識が得られるかという、それにはまだ異論を持っている方もいます。いますから、だから数字を挙げて幾らということ、その起点についても申し上げなかつた。

しかし、いろんな議論があるけれども、現状においてどうだろうと思われるもの、数字は明らかにされていませんけど、幅があるものから少なくとも半減というふうな表現をしたわけでありまして、京都議定書とのかかわり合は直接は意識しておりません。

○山根隆治君 御説明はよく分かりましたけれども、やはりちょっと私の疑問にはまだつきりとした御答弁でなかつたと思えますけれども、マク

口の話ばかりしていても時間もございませぬので、少し進めさせていただきたいと思えます。

私は、アスベストの問題についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

実は私、埼玉県の選出の議員でございまして、建設労働者の方々で組織する建設埼玉というところがございます。ここでいろいろ調査をされ、いろんな日常活動の中、調査をされておられるわけでございますけれども、その調査結果の中で、建設労働者の五十代から六十代の方々の生活習慣病の検診などで多数の粉じん、石綿による検診結果で多数の健康障害が出ているという資料を私は私にいただきました。今後発症の可能性というものは非常に高いと思われるわけでございますけれども、今後の、私、埼玉県の一例を申し上げますけれども、アスベストの被害の状況予測についてはどのようにお考えになられるのか、お尋ねをいたします。

○政府参考人(上田博三君) 今後の被害の予測というところでございませぬけれども、一説に言われておりますのは、アスベストが我が国で輸入をされて使用されてからその輸入量、使用量がピークになるまでの期間がございまして、そのピークの期間から大体三十年ないし五十年ぐらいの間にこの被害のピークが来るんだらうということでございますので、ちょっとまだ予想については十分推定ができません。状況がございませぬけれども、またこれから被害者の方は増えるんではないかというふうな考えているところでございませぬ。

なお、現在のところ、私どもとしては、救済法に基づいて適正なる、また迅速なる認定を進めているところでございませぬ。

○山根隆治君 なかなか試算ができない、まだできていないということでございますけれども、ある組織での試算ですと、胸腺中皮腫の死亡者数について、今後三十年間で約五万八千八百人、四十年間では十万人になり、二〇三〇年から三十四年の五年間で死亡者数のピークを迎えると、こうした予測を出しているところもございませぬ。

冒頭申し上げましたように、五十代、六十代の労働者の方々に対する補償や処遇について、それなりに適切にというふうなことでございませぬけれども、具体的にこういつた相当多くの被害者の方々が予測されるわけでございます。こうした予測、ある程度は国としても想定をされておられると思うんですけども、石綿の救済法での補償ということの内容についてどのようなことをお考えになっておられるのか、もう少し詳しくお尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(上田博三君) 石綿による健康被害の被害者の方々に対しましては、石綿健康被害救済法に基づきまして、昨年三月から申請等の受付を開始されまして、独立行政法人環境再生保全機構が申請等を受け付けてまして、医学的判定が必要なものについて、中央環境審議会の専門家による審議を経て、機構が認定を行っております。

現状でございますけれども、本年五月末時点までに千九百件の申請を受け付けてまして、九百十三件が認定、それから施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等につきましては、二千二百六十四件の請求を受け付けてまして、うち千六百七十二件が認定をされております。認定の対象疾病といたしましては、いわゆる中皮腫と石綿に起因する肺がんということ、現在認定の対象としているところであります。

今後、こういうことにつきましても、附帯決議にございませぬように今後五年間の見直し期間がございませぬので、そういう中で様々な情報を収集をし、制度について検討を進めていきたいというふうな考えているところでございませぬ。

○山根隆治君 アスベストについて、日本及び主要国での製造、使用に関する状況はどのようになっているか、お答えをいただきたいと思えます。

○政府参考人(小野晃君) アスベストの製造、使用の規制状況について、諸外国、我が国の経緯も含めまして少し御説明をさせていただきます。



充足させるということは、これからなかなかやっぱり困難になってくる場面も私は出てくるように思えてならないわけでございます。PCBの廃棄物の処理では、首都圏では一都三県での処理施設の配備ということで決められているわけでありまして、このアスベストの最終処置についても、私は広域処理というものがこれから現実的に検討されるべき課題だろうというふうに思っています。

○山根隆治君 いずれにいたしましても、私は、やはり各都道府県の実情に応じて、建築廃材でアスベスト処理ということが本当に大変な問題をこれから引き起こすことは間違いありませんので、適切な、やはり各都道府県の現状に応じた、実態に即した措置というものを国として何ができるか模索を是非していただきたいというふうに思っています。最後にもう一度、重なりますが、御決意のほどをお聞かせください。

○国務大臣(若林正俊君) ただいま申し上げましたように、このアスベストの処理につきまして、その処理後の事故が発生するようなことがないように、昨年の成立を見ました法律に基づいて、大臣の認定に係る施設を整備するように勧奨し、指導をし、そしてこれらの石綿の廃棄物処理が適正に行われますようにきっちりと指導してまいりたい、このように考えております。

○山根隆治君 それでは、ハイリゲンダム・サミットの話に少し戻らせていただきたいと思うんですけども、報道されたところによりまして、カナダが京都議定書の削減目標達成を事実上断念したというふうな報道があるわけでございまして、我が国としてもカナダについてはこうした認識を持つていいのかどうか、お尋ねします。

○国務大臣(若林正俊君) 努力をしないということではないと受け止めております。いろいろ努力しても、この京都議定書の第一約束期間中に約束をした削減は困難な状況になったという認識をカナダが示されたものと考えております。我が国については、もう委員御承知のように、本来来年から始まるわけですが、始まる前

をお願いをし、成立を見てるところでございまして、この制度を有効に活用をして、大臣認定によります無害化処理の施設を促進を図っていくというふうなことで、円滑で適正な石綿廃棄物の処理が確保されるように努めていかなければならない、こんな問題のとらえ方をしているところでございまして。

○山根隆治君 いずれにいたしましても、私は、やはり各都道府県の実情に応じて、建築廃材でアスベスト処理ということが本当に大変な問題をこれから引き起こすことは間違いありませんので、適切な、やはり各都道府県の現状に応じた、実態に即した措置というものを国として何ができるか模索を是非していただきたいというふうに思っています。最後にもう一度、重なりますが、御決意のほどをお聞かせください。

○国務大臣(若林正俊君) ただいま申し上げましたように、このアスベストの処理につきまして、その処理後の事故が発生するようなことがないように、昨年の成立を見ました法律に基づいて、大臣の認定に係る施設を整備するように勧奨し、指導をし、そしてこれらの石綿の廃棄物処理が適正に行われますようにきっちりと指導してまいりたい、このように考えております。

○山根隆治君 それでは、ハイリゲンダム・サミットの話に少し戻らせていただきたいと思うんですけども、報道されたところによりまして、カナダが京都議定書の削減目標達成を事実上断念したというふうな報道があるわけでございまして、我が国としてもカナダについてはこうした認識を持つていいのかどうか、お尋ねします。

○国務大臣(若林正俊君) 努力をしないということではないと受け止めております。いろいろ努力しても、この京都議定書の第一約束期間中に約束をした削減は困難な状況になったという認識をカナダが示されたものと考えております。我が国については、もう委員御承知のように、本来来年から始まるわけですが、始まる前

の事前の努力というものを重ねてきたわけですが、減るところか、実は先般確定見ましたら、二〇〇五年で七・八増という結果になっていくわけですね。そういう意味ではカナダと同じようになかなかこの達成は困難だという事情にあるわけですが、決して、ギブアップをし、これは困難だから無理だというような認識は持つておりませんで、今年中にこの全体の見直しを今仕掛けております。

それぞれの排出源ごとに京都議定書の目標達成計画の細部にわたって、中央環境審議会、産業構造審議会の合同、あるいはそれぞれの審議会でもヒアリングをかなり精力的に続けてまいっております。先般中間的な取りまとめをいたしましたところでありまして、政府におきましてもそれら関係者との協議を重ねてまいっております。そして、今年中に更にこの京都議定書の目標達成計画の達成が確実になるような措置について、これを強化し、拡充を図り、必要があれば制度的な対応も含めまして、今年度中に新しい見直し後の体制でこの目標達成を確実にしたいと考えております。

当然のことながら、来年は日本が議長国を務めるわけでございまして、議長国たる日本が第一約束期間の約束が守れないというようなことでは世界に対して、次の二〇一三年以降の説得をする立場でございまして、誠に説得力のない立場になってしまふわけでありまして、何としてもこうやっていけば達成できるんだという見直しを明確にしたいと、こう思っております。

○山根隆治君 日本は頑張るんだと、こういう決意の表明もいたしたわけでありまして、こういう決意のお話ありましたように京都議定書の目標達成計画を見直すということでございまして、いかなる見直し方があるんだらうと思っておりますけれども、当然、釈迦に説法ですけれども、排出削減ということが一つある、そして植林等による二酸化炭素の吸収促進ということが、そしてもう一つはクリーン開発メカニズム等の措置があるとい

うことでございまして、どこに重点を置いて見直しをされようかとされているのか。もうこのまでの時点に來れば、私は排出権取引というところに重点を置かざるを得ないんではないかというふうに思いがたかしますけれども、目標を達成するための重点というものをどこに置かれようとしているのか、お尋ねをいたします。

○政府参考人(南川秀樹君) 御指摘の見直しでございます。まず、需要の削減でございます。これにつきましては、産業あるいは業務、家庭、いろいろございます。想定よりもはるかに増えておりますのはオフィスなどの業務部門、それから家庭部門でございます。これにつきまして非常に対策が遅れていることもございますので、この辺りの需要減ということを最大限進めなくてはいけないというふうに考えているところでございます。

それから、森林吸収につきましては、三・八%ということ想定して補正予算も付けていたというので、何とかこれを達成したいと思っております。

それから、CDMなどの京都メカニズムでございまして、これにつきましては、あくまでその様々な対策を取った後に必要なことについて補完的に使うということが原則でございまして、私どもこの原則はきちんと守りたいと思っております。そういったことから一・六%ということを見込んでおまして、政府による購入は一・六%と見込んでおるところでございまして、これについて特段これを増やそうという見直しは今のところ持っておりません。ただ、これ自身がうまく、安く効率的なことはかなり大変難しゅうございまして、私どもとしては、国民の皆さんに納得いただけるようなリーズナブルな購入を進めていきたいというふうに考えております。

○山根隆治君 国内的に、東京都も非常にいろいろな施策を展開して、全国の注目も浴びているところでございますけれども、温暖化排出量が相

当程度高い事業所を対象にして五か年の削減計画を求めたりして都内の事業所に対しておられるというところでございますし、排出量取引という制度についてもこれから行っていくというふうな方針を東京都は出されているわけでありますが、これについての評価はどのようになされておられるのでしょうか。

○政府参考人(南川秀樹君) 地方公共団体、中でも東京都は、しばらく前からございますが、熱心に対策に取り組まれております。

それで、具体的に、大型事業者につきまして、その需要を減らすための指導ということをしておるところでございます。また、先般発表されました計画によりますと、来年度に条例を策定するということを考えておるようでございます。

その中で、大規模事業者あるいは大規模ビルについて排出権取引も含めた制度化を考えた場合、またそれ以外のビルについても具体的ななかり規制に近い指導といったことも導入したいというところで検討を進めるといふことでございます。

私も、大変この東京都の動きにつきまして注目をしておりますし、またその実施内容についても東京都から話を聞いているところでございます。

○山根隆治君 環境省も今年度から自主参加型国内排出権取引制度に参加する企業団体を公表されたという新聞報道がございます。今までの、この制度が発足をしましてから成立した売買というのはどの程度になつていっているのでしょうか。

○政府参考人(南川秀樹君) この制度は自主的な取引制度でございますけれども、平成十七年度から始めております。各年度に参加した企業が三年間でその削減まで至る、あるいは取引を行うというところで、三年で一度締めるといふことしております。

第一期の事業に参加した社が三十一社、十八年度から参加した社が五十八社、第三期、十九年度から六十二社ということでございます。第一期事業につきましては今年度で締められるわけござい

まして、これまでのところ三十一社の中で四件ほどの取引が成立をいたしております。

○山根隆治君 非常に数としては少ない数、数字だと思ふんですけども、今後この程度のものでとどまりそうなんですか。見通しはいかがのでしょうか。

○政府参考人(南川秀樹君) 多いか少ないか、ベースが三十一でございますので判断難しゅうございまして今年度にも第一期に開始された参加者につきましては今年度その排出量の確定を行っております。したがって、過不足が明らかになってまいりますので、その中で足りないところは余ったところから買ってくるという取引がこれから増えてくるというふうなことを考えております。

○山根隆治君 次に、環境省は環境会計ガイドラインに基づき環境会計を促しておられますけれども、環境会計の開示状況がどのように今なつていのか、現状についてお尋ねをいたします。

○政府参考人(西尾哲茂君) 御指摘の環境会計は、企業等がその事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識して可能な限り定量的に測定、公表するという仕組みでございます。環境省では、平成十二年に環境会計ガイドラインを作成いたしました。それを具体的に進めるために、翌年、環境報告書ガイドラインの中に位置付けまして、企業における環境会計の自主的な導入の促進に努めているところでございますけれども、その環境会計の導入状況でございます。

毎年、上場企業と従業員数五百人以上の企業を対象に、環境にやさしい企業行動調査という調査を行っております。平成十七年におきまして環境会計を導入している企業数は、二千六百九十一社のうち七百九十社ということでございます。三割に達しております。調査開始以来年々増加傾向でございます。今後とも、この環境報告書の取組を促進する中でこの環境会計の導入の促進にも努めてまいりたいと思っております。

○山根隆治君 企業からの評判、評価はどうですか。

○政府参考人(西尾哲茂君) 環境報告書の取組自体は進んできておりますし、その中で重要な手法として環境会計は着実に定着しているんじゃないかと思っております。

○山根隆治君 その効果、社会的な評価、効果、企業にとつての社会的な評価、評判、そういうものはどうですかということをお伺いいたします。

○国務大臣(若林正俊君) 私は、この環境会計というのは非常に評価をいたしております。これは、やはり将来のリスクというものを投資家が十分承知しておく必要がある、その意味で環境会計を通じて開示をしていくわけでございます。その意味で、このことは一般の企業者に対する環境についての認識、これを高めていくという意味合いもあつて、非常に大きな効果を持つものという期待をいたしておりますが、実際のこの導入状況を見てみますと、上場企業と非上場企業と、こういうふうに分けてみますと、上場企業については、平成十三年度はこれを導入しておりますのが二七・五割と割合が高まってきました。それだけやはり株式市場を通じての企業評価という点から企業側も認識しなければ、企業の株主、一般投資家からの評価が得られないという認識が高まってきた結果だと思つております。

非上場の会社について見ますと、これは一定規模以上なんですけれども、平成十三年で二二・七割でございます。つまり、上場企業の半分ぐらいであります。その後も余り伸びませんが、平成十七年で二二・七割ということでございます。非上場ですから株主が閉鎖的の中にあるという意味で、それだけ認識がまだ十分じゃないと思つて、少なくとも上場して一般の投資家から資金を集める企業については、これは有価証券報告書その他でどのような開示の仕方をするかということをお伺いしていただければ、これも結構重要なこととお伺いするわけで、結構重要な問題だと私は認識しておりますので、農水省共々お答えを

か。

○政府参考人(西尾哲茂君) 環境報告書の取組自体は進んできておりますし、その中で重要な手法として環境会計は着実に定着しているんじゃないかと思っております。

○山根隆治君 その効果、社会的な評価、効果、企業にとつての社会的な評価、評判、そういうものはどうですかということをお伺いいたします。

○国務大臣(若林正俊君) 私は、この環境会計というのは非常に評価をいたしております。これは、やはり将来のリスクというものを投資家が十分承知しておく必要がある、その意味で環境会計を通じて開示をしていくわけでございます。その意味で、このことは一般の企業者に対する環境についての認識、これを高めていくという意味合いもあつて、非常に大きな効果を持つものという期待をいたしておりますが、実際のこの導入状況を見てみますと、上場企業と非上場企業と、こういうふうに分けてみますと、上場企業については、平成十三年度はこれを導入しておりますのが二七・五割と割合が高まってきました。それだけやはり株式市場を通じての企業評価という点から企業側も認識しなければ、企業の株主、一般投資家からの評価が得られないという認識が高まってきた結果だと思つております。

非上場の会社について見ますと、これは一定規模以上なんですけれども、平成十三年で二二・七割でございます。つまり、上場企業の半分ぐらいであります。その後も余り伸びませんが、平成十七年で二二・七割ということでございます。非上場ですから株主が閉鎖的の中にあるという意味で、それだけ認識がまだ十分じゃないと思つて、少なくとも上場して一般の投資家から資金を集める企業については、これは有価証券報告書その他でどのような開示の仕方をするかということをお伺いしていただければ、これも結構重要なこととお伺いするわけで、結構重要な問題だと私は認識しておりますので、農水省共々お答えを

す。

○山根隆治君 将来、義務化するお考えはあるのでしょうか。

○政府参考人(西尾哲茂君) 現在、環境省で進めております環境会計、これは環境報告書の中の一環ということで進めておられて、この環境報告書を進めるといふのは企業が自ら環境配慮に取り組むということでございますから、企業の自主取組という枠でやっております。したがって、これはひとつ自主取組という枠で進めていきたい。

ただ、今義務化はどうかというお話でございます。これだけいいのかわかるといふことはございまして、近年、大臣からも御指摘がございましたように、環境と投資、金融ということは非常に大事になつてきています。投資家の目にとつたときにどういう環境情報の提供が必要なのかという議論がございまして、これにつきましては、これから、そもそもどのような環境情報をどういう形で提供するというような、投資家のニーズに本当に合うのか、あるいはそれがどれだけ現実的であるのかということにつきまして、今年からその辺につきまして把握のための調査をやりたいというふうに思っております。

○山根隆治君 終わります。

○福山哲郎君 おはようございます。民主党・新緑風会の福山哲郎でございます。先ほど大野委員から議員最後の質問だという重たい御発言がありまして、この環境委員会の運営にも大変御尽力をいただきました。心から敬意と感謝を申し上げます。大臣に、今日は農水省にも来ていただいたと思いますが、農水省のお役人さんもお詳しいと思つて、農水政策は大臣もお詳しいと思つて、いろいろ逆にお伺いしたいと思つて、まずは、ちょっと済みませんが、突拍子もないことをお伺いするのですが、結構重要な問題だと私は認識しておりますので、農水省共々お答えを

いたがたいと。

昨年の秋、ペンシルベニア、ジョージア、フロリダ州で発生して以来、アメリカ全土でミツバチが巣箱から集団で失踪するいわゆるCCD、コロニー・コラプス・ディスオーダーが広がっている。ある新聞によりますと、元氣だったハチが翌朝に巣箱に戻らないまま数匹を残して消える現象は昨年の十月辺りから報告され始めた。二十七日付け、これは二月でございすが、ニューヨーク・タイムズは、この集団失踪が既にカリフォルニア、フロリダ州など二十四州で確認されたと報じた。実際、これ二十四州だけではなくて、三十州を超えてきて確認されています。ハチの失踪数に見合うだけの、次が問題なんです。死骸は行動圏で確認されないケースが多く、失踪か死んだのかも完全に特定できない状態だというよう報道が出ています。成虫の働きハチが数週間以内に巣箱から姿を消して、後には女王ハチと幼虫、ごく少数の若い働きハチだけが残されるといった現象が起こっていると。

ミツバチだけの問題ではこれほど多量にありません。アメリカでは約百種類の植物がミツバチによる受粉に頼っている。アルファルファ、リンゴ、アーモンド、かんきつ類、タマネギ、ニンジン、これはミツバチの受粉で農作物となっているわけですが、これが年間約百五十億ドル、約一兆八千億円の生産量になっている。実際にハチに依存する農作物のこれから開花期を迎えるわけですが、どういった状況が起こるかはまだ分からないという状況が起こるかと、ございまして、アメリカでは、連邦議会の方では、造園・有機農業小委員会では公聴会も開かれた。過去、十九世紀にもこういった現象はあったらしいんですが、今回のような状況は規模としては例がない、もう圧倒的に今回は規模が大きい。スイスでも実は四〇％のミツバチの死骸、失踪が記録されているらしいです。スペイン、ポルトガル、イタリア、ギリシャ、ブラジル、カナダ、イギリスでも同様な被害が報告されていると。

原因について後でお伺いをしますが、いろんな説が出ていてよく分からないというのが報道レベルの話でございまして。例えば、病気、カビ、ダニ、農薬、ストレス、携帯電話の電磁波の影響、いろんな原因が言われているんですが、よう分からぬというふうな状況だそうなんです。

もう海外だけではなくて、一部の報道によれば、日本でも宮崎の椎葉村というところで女王ハチができるどころか、親ハチ、働きハチも次第に減り始めている。熊本、福岡、佐賀、長崎などでも若干報告があると。私の知り合いの岡山県の方も最近ミツバチが減っているという話を聞いたというふうに承りました。

あえて私は不安や風評被害を起こす気も全然ないですが、現実にはこれだけの報道が出ていて、大変な失踪が起こっている。ミツバチのみならず他の農作物にも影響を与えそうだという報道をされている中で、国内外における現状把握、農水省はどの程度把握をしているのかについて。また、農水省に聞く前に、大臣はこのことを御存じだったかどうか。御存じないと言われても私は別に責める気は今日は全然ありませんので、まず大臣、ちよつと御答弁をいただければと思います。

○国務大臣(若林正俊君) 実は、新聞報道で知るまではこういう現象は知りませんでした。九州で起こった話は、これまた承知はいたしておりましたが、そういう現象というのはこんなに大量にかつ広範囲に発生している現象につながるものかとは思って、九州で発生したものがこういう欧米においてかねて歴史的に、十九世紀から聞いていますけれども、発生したこのような現象と同じようなことになるとはならないのか、その辺も明らかでございせんが、委員がおっしゃられますように、これは単に花からミツを取る、そしてそれを非常に有効なミツの産物として我々がそれを享受しているということができないだけじゃなくて、委員がおっしゃるような受粉を通じて農業生産に大変大きな影響を及ぼすわけですから、今、

原因不明と、こう言われておりますけれども、これら欧米で起こっておりますこのような現象、これ自身も原因不明ですが、それらの知見を基にしながら、日本でミツバチが減少してきている、あるいは地域によっては大量に一時一斉にいなくなるといったような現象が起こっているとしたら、それらの調査を十分した上で原因を究明をしていかなければならないと、こう思うところでございまして。

○福山哲郎君 じゃ、農水省、お答えください。○政府参考人(本川一善君) お答え申し上げます。

先ほど委員が御指摘のあったような、アメリカでそのような事態が起こっているという報道を私も承知をしております。その報道があったときに、国内の養蜂生産者の団体、国内で四千八百程度の方々が養蜂業、南から北まで花を追い掛けてハチを放してハチミツを集めるという仕事をやっておられますが、その方々が大体半分程度加入しておられる団体がございまして、そこを通じて我が国に類似の現象が生じているか否かの情報収集を行いました。ただ、今のところは国内ではそういう方々からは類似の状況は報告されていないということでもあります。

それから、九州でも報道があったことは承知しております。このときにも生産者団体に聞き取ったわけですが、会員からの報告はないということ、それから二ホンミツバチはミツ源となる花が少ない場合には間々巣を捨てることもあるということ、ございまして、必ずしも現在のところそのCCDとの関係は明らかにならないう状況でございまして。

ただ、いずれにしても、先ほど大臣がおっしゃったように、もしいろいろな原因で生じているとすれば重大なことでございまして、私どもとして、今後とも生産者団体と連携して、国内外で大量失踪の発生動向について重大な関心を持って注視してまいりたいというふうに考えているところでございまして。

○福山哲郎君 大臣、今もこれからの注意をしていきたいと農水省、いただきましたし、大臣も情報収集して知見を集めて今後の対策をというようなお話がありました。これ、実際、今の話を聞いてみると、生産者側から報告が上ってくるまでには余り積極的にやるという空気はないような感じを私は受け取ったんですが、農水省さん、いかがですか。

○政府参考人(本川一善君) いずれにしても、ハチを取り扱っておられる方というのは全国四千八百おられて、その半分の方が組織しておられる、それからハチの数にしてみれば六割強が入っているというふうな団体でございまして、いざいざしても、それをなにかとしてやっておられる方々が大量失踪すれば一番身近で把握できる立場にあるというふうにも思っております。やはりその方々から実際に被害、そういう大量失踪の被害があるということが御報告をいただければ、それが一番のやはり警鐘ではないかなと考えておりますので、その辺、言いつつ放してほうつていられるわけではなくて、常にそういう報告があれば直ちに御報告くださいということ、団体にもお願いしておりますし、我々としても引き続きそういう注視をもつていきたいというふうに考えております。

○福山哲郎君 農水省として、海外で起こっていることに対する知見を集めたりというふうな、アメリカの政府や州政府等との情報交換等については何かやられていることはあるんですか。

○政府参考人(本川一善君) 今のところまた、公聴会が行われたとかそういう事情については把握しておりませんが、そもそもまた我が国内での発生がないということ、それから米国におきましても必ずしも原因究明なり原因の特定がなされる段階には至っていないということ、まだその程度の情報収集にとどまっているのが正直なところでございまして。

○福山哲郎君 これ、大臣、農水省の管轄だと思いますので、環境省が何かできるという状況では



をいただきました。

確かに六月の五日とか十二日は選挙中ではありません。しかし、この委員会にも改選の議員がたくさんいらつしやいます。そうはいっても安倍総理は自民党の総裁でいらつしやいまして、だれが見たって自民党の選挙戦うリーダーであることも間違いない。確かにチーム・マイナス六%のリーダーであることも間違いないんですが、それだったら、百歩譲って、例えば本当に国民的な運動にしたいんだつたら野党の党首も全部寄って新聞広告載せたらいいじゃないですか、みんなクールビズで載せたらいいじゃないですか。国民全部でやるんだつたら与野党関係ないじゃないですか。

そこが私は、ある種の矜持というか、残念ながら今の安倍政権にはそこら辺の何とか配慮というか、政治家としての、何とかも言えない、まあいいか、やつちやえというふうな空気を感ずるわけです。やつぱり、いつも総理が出てくるんだつたらまだしも、ほかのモデルを使うこともあればイメージ広告使うこともあって、選挙の前にそんなことをすること自身が本当にいいのかわどうかと。ましてや一億六千万も新聞広告ではお金が掛かったわけですね。

実際に、じゃ、この一億六千万以外にどんな経費がこのチーム・マイナス六%に掛かるんだと。逆に言うと、大きく問題はここによって広がりつつあって、お手元に委員の先生方にお配りをいたしました、簡単に私が作成いたしました一覧が、平成十七年度、十八年度、十九年度のこの国民運動の費用、業務委託費用でございます。ほとんどが二十七億円、二十八億円ということで、委託で丸投げという状況になっているところでございます。

ただし、大臣、私はチーム・マイナス六%やクールビズが浸透したことに対して駄目だと言っているわけではありません。先ほど大臣がおっしゃられた国全体でライフスタイルを変えること、クールビズも、この三年間で圧倒的に小池大

臣のある種のリーダーシップと小泉総理のリーダーシップでクールビズも浸透しました。そのことに関して私はよかったですと思っています。だからこそ、実は何でこういうことを選挙前にするんだと。逆に言うと、国民にとつて、何だ、安倍さんはこれでまた宣伝しているのか、税金を使つてと。逆に言うと、この運動自身が、そういう政治的に、自民党に有利に働くとか働かないだけではない、国民から見てもそういうふうに取り除かれることに対して私は非常に残念に思っているというのが私の今の本音でございます。

さらに申し上げれば、じゃ、この二十七億の使いが具体的に正当だったのかどうか。これは特別会計からお金が出てくるわけですから、いわゆる特別会計の別の財布だから、何でもいいうか含めてやつぱり議論をしていかなければいけないんじゃないかなと思います。

まずは、余り細かいこと、私、こういうのもうすぐ嫌なんですけど、大変な人件費が掛かっているわけですね。二十七億のうち、これ上見ているだければ人件費で、単価が一日当たり七万五千円の人が三年間、百七十二人日、二百人日、二百九十二人日という状況で、こつちやつて使われているわけですね。単価が六万四千円の人、これ一日の単価です、大臣。こういう形で人件費が計上されるわけですね。

まず簡単な話からお伺いしますが、平成十七年度、十八年度に比べると、今年例えば日当七万六千三百円と七万五千円の方が二百人日から二百九十二人日に増えていきます。平成十七年度から見れば百七十二人日から二百九十二人日に約二十人日増えているわけですが、これ何で一気に十九年度これだけ、ほかの方もそうなんですけれども、人件費が膨張、膨れ上がったのかお答えをいただけますでしょうか。

○政府参考人(南川秀樹君) 人件費の御質問でございます。まず私も、済みませんが、最初にちよつとこう

いう契約を結んだことだけ話させていただきます。私も自身は、これは企画書で競争いたしたい。おりまして、外部の方にたくさん入っていた。だいたいまず業者を選定しております。その上で自身をまたさらに打ち合わせておるわけでございます。もちろんそのときに人件費の件も全部点検しております。

今年度につきましては、十八年度まで取り組んできたクールビズ等の重点事項にエコードライブなど様々な実践を加えました。もう一つは、そういう項目を加えたこと、またこの運動の賛同者につきましてもこれからまだ百万人以上追加したいと、そういったことでの運動を増やすということもございまして、そして、こういった運動をするに当たりまして各関係の企業に対して個別の働き掛け、さらにテレビ、新聞、ラジオといったメディア、あるいはイベントなどを通じて働き掛けるということから、昨年度に比べて一・三倍の人件費を計上しておるところでございます。

○福山哲郎君 これ、例えば平成十八年の精算済で結構なんですけれども、七万六千三百円の方が何人従事されたんですか。二百人日ということですから、何人従事されたかよく分からないんですけど、何人この方たちはこの運動にはかわられたのかお答えいただけますか。

○政府参考人(南川秀樹君) まずプロジェクトリーダーの方でございますが、人数としては六名でございます。六名の方でございます。この方たちは経験年数が三十年前後ということ、一部役員の方のクラスの方を含んでおること、具体的には全体の企画また個別企業の幹部との調整、そういったことが主でございます。

○福山哲郎君 この六人の方は別に常勤されているわけではないですよ、このプロジェクトに。そこはお答え確認いただけますか。

○政府参考人(南川秀樹君) 六人の方は私の把握しておるところでは博報堂の職員の方でございます。ただし、この仕事だけやっておるわけではございませんので、全体として六人の方で百十四日

というところで、そのある仕事の相当部分をこれに費やしておるといふことでございます。

○福山哲郎君 ということは、日当ですが、常勤しているわけではない、それで一日当たり七万六千円が支払われると、これはまあ妥当だと判断したということですね。

○政府参考人(南川秀樹君) 私どもとしてはこの人件費については妥当だと考えております。人件費の議論、いろいろございます。ございますが、大手の広告代理店の場合につきましては、その総括するリーダーの方としては妥当な金額だといふふうに考えております。

○福山哲郎君 じゃ、例えば、七万六千円が高いか安いという議論はあるんですが、六万四千円の方は九百九人日、平成十八年度ですが、この方は何人従事されているんですか。

○政府参考人(南川秀樹君) 人数にしまして十四名と承知をしております。

○福山哲郎君 そうすると、この人たちは九百九人日ということは、平均すると約五十日とか五十五日ぐらい働いていることになるんですが、それも半分常勤しているわけではないので、これ朝の九時半から五時までみたいな計算働かないわけですね、これは時給とかいう計算もできないぐらい丸々ばんと渡しているという話になるわけですね。

今、日当八万円なんという人はどうもつたにないわけですね、六万円という人もどうもつたにないわけですね、こういう人件費を払った上で、下の方を見ていただきますと、事務局運営業務というものが平成十八年の真ん中とところで約三千五百万円、月間という約三百万円近くのお金が払われています。この三百万円近くのお金は何に使われているかお答えください。

○政府参考人(南川秀樹君) この外注費でございます。事務局運営業務費でございますが、御指摘のように約、月にしまして三百万円ほど支出をしております。これにつきましては、主にその業務を、オペレーター等でございます。実際にそのチーム六%の方からの連絡を受けてその様々なア

ドバイスをしたりとか、あるいは企業の登録事務をする、そういったことをごいまして、例えば電算機のオペレーター、それから電話、メールでの受付のオペレーター、それからさらに、それを総括する方ということをごいまして。人数的にも六、七名の方がこれに当たっているということをごいまして。

○福山哲郎君 大臣、これ上の人件費すごい金額ですよ。この人件費の方は常勤してないんですよ。常駐してなくて、さらに、なおかつ事務局の運営費として今御説明いただいた年間、平成十八年度、真ん中のやつでいうと、三千五百万円ぐらい、七人から六名の別の人の人件費がまた掛かっているわけですよ。平成十七年度でいえば、八千三百万円。また別の人の人件費が掛かっているわけですね。上の人は一体何をやっているのか僕はよく分からぬのですが、それにプラス事務局の人件費がまた掛かっていると。

じゃ、報道対応業務、これも実は平成十八年度は二千四百万、平成十七年度は三千五百万、これも月間でいうと約二百方から三百方のお金が掛かっているんですが、この報道対応業務は何人かどう業務をしているんですか。

○国務大臣(若林正俊君) 私はそういう何人かというのをやっているかというのを、私、答弁できないですね。

○福山哲郎君 いや、大臣じゃない。大臣じゃないです。

○政府参考人(南川秀樹君) まず内容でございませうけれども、報道対応業務の中ではマスメディアを相手にした業務でございまして。その企画作成、それからリスト作成、メンテナンス、これは具体的に呼び掛けますメディアのリストを作成し、これはスポーツ新聞とか雑誌とか業界紙でございますけれども、こういったものを作成してその連絡を常に取るということ、またその広報事務局でマスコミからの問い合わせへの対応、それからニュースレターの作成、あとはテレビ、新聞、雑誌等のモニター、そのほかいろいろバイク便の手

配費などもございまして。

この人数でございませうけれども、まずその企画作成業務につきまして二名の人が従事しておられます。それからリストの作成、メンテナンス業務についても二名、それから広報事務局については二名ということでございます。

○福山哲郎君 これもリストを作成したりマスコミの対応をしたり記者会見の案内をしたりという話なんですけれども、それで二名、二名、二名、六名ですが、これまた人件費掛かっているわけですよ。

じゃ、上の人は一体何をやっているんですかと。上の日当七万円とか日当六万円の人は何の仕事をしているんだと。それはみんな指導しているのかもしれない、みんな企画を練っているのかもしれない。でも、これもまた報道対応業務も事務局運営業務も別の人件費が掛かっているわけですよ。これによつとよく分からぬのですわ。やっぱりこれは本当にこれが対応としていいのかどうか。例えばリスト作成とかマスコミの問い合わせとかモニターとかなんているのは、ある一定のパターンができりゃルーチンの業務になるわけですよ。これが本当に該当するのかわからぬ。

さらに言うと、その下、やはり書いてあります、事業評価調査、これ事業評価調査と書いて月また四百万掛かっているんですね。年間五千万ぐらいずつ掛かっているんです。この事業評価調査を環境省のホームページで見ると、ほんのわずかに、ここに何月分の調査結果の公表というのがあるページにこう書かれているわけですよ。これもコンピュータのモニターでやっている調査ですから、ある種のプログラムさえできれば自動的に集計できるわけですね。これも月五百万ぐらい、四百万から五百万掛かって、年間約五千万ぐらい掛かっているんです。これ、ホームページでいうと本当にこれだけで、大臣。副大臣も政務官も見えていただきたい。

じゃ、逆に言うと、この事業調査はその事務局の運営業務や報道対応業務ではできないのかとか、そう考えるとどう何か、一個一個見ていくとこれ切れないんですけどね。これ、一応、事業評価調査、お答えになられます。

○政府参考人(南川秀樹君) これにつきましては、御指摘のとおり、約、月額にしまして三百五十万程度の調査費を計上しております。中身としては、調査票の企画作成とか調査実施、それから回答の結果の集計とか解析、それから分析をして、それを報告すると。また、もちろん非常に安い謝礼もございまして、またその集積、分析に使う機器の使用費もございまして。

私も、当然ながら、言い訳っぽく聞かせるかもしれませんが、各費用につきましては、それを精査いたしまして、必要なものについて当然ながら精算してお支払いするという姿勢については徹底してやらせていただいているつもりでございます。

○福山哲郎君 こういうことの結果が総理の六月のこの新聞広告になって、そしてこれは政治的中立性を侵すのではないかとこのことを僕らは非常に残念に思っているからこうやって指摘をしているわけですよ。私も、もう時間がないのであれですけども、非常に残念に思いますし、私、この委員会で温暖化のこととかサミットのことやりましたので、こういう後ろ向きなことをやるのは非常に残念なんですけど、大臣、この数字を見て率直にどう思われるか、お答えいただけますか。

○国務大臣(若林正俊君) 広報活動というのは本当に、物をつくるのか、あるいはある物理的に物を動かすといったようなものと違つてつかみにくい分野ですよ。その費用対効果といつてもなかなか分かりにくい分野だと思います。それだけにやっぱり専門性が高いわけで、その世界でテレビから新聞から雑誌から、それらの媒体を使つても大変な広報活動をやっている専門集団というのがあるわけですね。

そういう専門集団の皆さん方が、激しい競争があると聞いておりますが、そういう競争の中で批判を受けながらもしのぎを削つて営業をやっているわけですから、私はそれは、うちの担当者は透明性あるいは客観性、そういうものを持たせるべく、もうこの事業を始めて以来、大変に優秀な職員がチェックをしながら、ほかの業界の人たちの水準だとかそういうことも聞きながら精査をしているというふうには私は報告を受けていますし、非常に分かりにくいことであるだけに、そういう業界内部から起こってくる批判や何かにも耐えられるだけのことはきちつとするようにと言つてまいったところでございまして、こういう場面で、こういうやり取りで、言葉だけで説明がなかなかしにくい分野であることを御理解いただきながら、私どもはその担当職員が非常に苦勞しながらチェックをし、その客観性を確保するように努力をしていると、そこは私は申し上げられると思っております。

私たちは、そういう部下のやっていることを信頼をして、この事業がしっかりと批判を受けることがないように執行されることを今後とも注意をして指導していきたいと、こう思っておりますが、このこと自身については、こういう世界があつて、こういう世界の他の企業者の方においてもこの水準で行つているものと聞いているわけでございます。

○福山哲郎君 大臣はかばわれるのは、それはそれ、大臣のお立場だと思つていますが、しかし、それなら税金を使つてこういう状況の中で、さつき言った政治的中立性ぐらいいのことは最低限やっぱり守つていただかなければいけないというふうに思つておりますし、これが妥当かどうかの判断は、それは国民がしていただけるものだというふうに思つておりますが、やはりこういったことの無駄遣いの精査はしっかりとチェックをしてもらわなきゃいけないし、二十八億円予算が取れたから丸投げで使いましょと。私から見ると、これ全部数字は二十八億を基に後から積算して出てきた数字だといふふうで、そういうふうな見方もできなくはないので、そのことも含めて非常に残念な六月のこ

の広告の一件だった。

こういうことに対しては、これからはできれば配慮をしっかりと対応していただくことを強く求めて、私の質問を終わりたいと思います。

○荒井広幸君 私、参議院の政府開発援助に関する特別委員会提言「新たな国際援助の在り方に向けて」に関連して、併せてサミットの成果についてもお尋ねしながら提案をさせていただきたいと思います。

まず、大臣にお尋ねをいたしますけれども、本会議で報告をされましたこの参議院による政府開発援助に関する特別委員会の提言についてのどのような感想、評価、見解をお持ちになりましたでしょうか。特に、環境についても、ODAの在り方です、これはODAの在り方ですから、環境についても申し述べられているわけですが、その辺りについて大臣の御見解、お聞かせください。

○国務大臣(若林正俊君) 参議院がODAの在り方に特に熱心に取り組んで今日に至っております。様々なODA特別委員会が成果を上げてまいりました。私も参議院の一員として、そのことについて常日ごろ敬意を表しているところでございます。

先日、この参議院のODA特別委員会が取りまとめた提言におきましては、ODAは地球環境などの地球規模問題への対処、省資源対策など、本常に国際的な利益に貢献するとともに、我が国の利益にも資するというふうに評価をし、述べていただいているところでございます。

政府としても、先日閣議決定をいたしました二十一世紀環境立国戦略で、戦略の一つとして国際環境協力の推進というものを位置付けてまして、我が国の公害克服をしてきた、また失敗も含めまして、その貴重な経験と知恵というものを生かして、国際環境協力の更なる展開でありますとか、ODAの戦略的拡充をこの戦略の中に盛り込んだところでございます。

参議院の特別委員会の御提言は政府の戦略と一致するものでありまして、大変心強い御意見と受

け止めております。今後、環境省としても関係省庁と連携をして、また専門家の方々の御助言をいただきながら国際協力の推進に努めてまいりたいと思います。

特に、この美しい星50の中でも資金メカニズム、新しいメカニズムを提案をいたしております。地球温暖化によって多くの被害を受けるのは、また途上国の中でも開発の大変遅れた地域でございます。そのために、これらの対応でございますか、これらの方々への温暖化への対応策というの国際的に大きな課題になってきているわけでございますし、またこれらの人たちが地球温暖化、省資源に取り組みでもらうためには、技術支援を含めインフラ整備などについても特段の支援対策が必要になってまいっているわけでございます。そのことも先般の提言の中に新たに盛り込まれております。

そういう問題も含めまして、このODAを積極的に活用をして、途上国の皆さん方の発展のために、また地球温暖化への取組のために貢献をしていくべきだと、こんなふうに考えているところでございます。

○荒井広幸君 いわゆる安倍プランといましょうか、大臣中心につくられた環境立国戦略にも合致するという評価でありましたが、同時に、先ほど与党筆頭理事の大野つや子先生からも重要な御指摘があった地球温暖化についても今大臣お触れになりました。

そういうことが必要だと、国際協力を環境でしていくんだと、こういうことなんです。残念ながら、例えば地球温暖化対策分野のODAは二〇〇三年の一千八百六十六億円をピークにして減少しました。二〇〇五年に至ってはわずか九百三十七億円にしかすぎないわけです。これは国民の生活に直結する利益にもかなくなるとこの参議院の報告書も言っているわけですから、国民の皆さんにも経済厳しい中ですけれども御協力いただきながら、これはみんなのためになるんだと、相手の国のためになるんだということですから、そう

いったことを念頭に置いてこの提言は、歯止めを掛けなければならないと言っているわけですね。積極的に質に転換して、予算、必要なものは確保すると、こういうことを言っているわけですね。その十年間でODA全体予算は四〇％削減されております。

そこで、財務省をして外務省、この参議院の提言を含め、政府と一致しているという大臣のお話でもありますが、ODA全体予算、これについて増加させるべきだと考えますが、どんな見解でしょうか。財務省、外務省、お願いたします。

○政府参考人(松元崇君) お答えいたします。環境分野、地球温暖化対策分野についての予算でございますが、基本方針二〇〇六におきましては、供与対象国・分野の更なる戦略的重点化を図るとされておられるところでございます。この環境等の地球的規模の問題の重点的な課題ということにされている、これが政府開発援助大綱においてそうされておられるわけでございますが、これを念頭に置きつつ、ODAの供与対象国・分野の戦略的重点化によりまして一層効率的なものになるよう留意していくことが重要と考えております。

ODAの全体の予算についてでございますが、現在、歳出改革を通じました財政再建、これが我が国にとりましては現在最も重要な課題の一つといたしております。基本方針二〇〇六におきましては、ODA予算につきましてこれまでの改革努力を継続するとしていたしまして、平成十九年度から五年間の歳出削減の目安としてマイナスイナス四％からマイナスイナス二％と明記されているところでございます。こういったことを踏まえまして今後の予算編成に当たってまいりたいと考えております。

○政府参考人(杉田伸樹君) ODAでございます。我が国にとりましてODAというのは非常に重要な外交の手段の一つということでございまして、ODAを通じて世界の平和と繁栄に貢献するということ、国際社会における我が国の存在感と信頼を高め、我が国自身の安全と繁栄の確保につながるということでございます。

委員御指摘のとおり、ODA予算につきましては過去十年間で約三八％削減されております。参議院のODA特別委員会の調査報告書では、ODA事業量の削減に歯止めをかけるとともに、適正な援助水準に向けて純増による量的確保を行うべきというふうな提言をしておりますけれども、我が国といたしまして、二〇〇五年に表明いたしましたODA事業量の百億ドル積み増しの国際公約達成というものを念頭に、あるいはまた来年、G8サミットなどの主催をするということも踏まえまして、今後とも、我が国にふさわしい事業量の確保に努めていく考えでございます。

あわせて、ODAの質の改善に引き続き努めるとともに、環境、気候変動問題を始めとする国際社会の諸課題の解決、我が国の利益確保のためにODAを戦略的に活用してまいりたいと、このように考えております。

○荒井広幸君 財務省は財政再建を優先にしたいと、外務省は非常にこれは戦略的に重要な外交手段であると、そういったことを含めて両者に共通するところは、重点的に、参議院でも選択と集中ということを言っているわけですが、効率的にやろう、これは当然のことです。しかし、どうしても総量にいかざるを得ない状況が我々の前にあると思うんです。

大臣、お聞きいただきたいんですが、美しい星50じゃないんですが、この調子で暖かくなってしまうと干からびた梅干しという感じになっちゃうわけですね。ですから、その辺の意思が、総理は今度G8、これを主催するわけです。大臣から、先ほど大野委員のときにも、ずっと国際会議、アメリカもやるようになりましてね、そういったものも含めて御披露があったわけですが、いいんでしょうかね、このような対応で、人間の安全保障、正に真つただ中ですよ。

そういう意味では、地球温暖化対策分野、これをもっと重点的に、第一約束期間の来年から二〇一二年までの五年間に集中してこの温暖化対策にしていくと、これこそ選択と集中でしょう。こう

いう手法も私は取るべきだと、このように申し上げているわけですが。この点については環境省、どうお考えになりますか。

○国務大臣(若林正俊君) 委員が御指摘にもなりました先般の美しい星の提言であります。その中で、資金メカニズムにつきましては、今までの支援の仕方に加えて新しい視点を提案をいたしております。これは、支援を受ける途上国でございしますが、温室効果ガスの排出の抑制と経済成長を両立させようとする志の高い途上国を我が国は広く支援することを表明すると、こう言っております。そして、温室効果ガスの排出削減や森林保全、海面上昇や干ばつなどの温暖化の影響を受けやすい地域の対策、クリーンなエネルギーの利用促進など、我が国の技術と経験を生かした支援を途上国の事情にきめ細かく配慮しながら行っていくと。

ただ、こうした支援は、我が国の提案に比べて、やはりその受ける国、自国の政策を積極的に変えていく途上国に対して行っていくたいんだというところをもう天下に表明したんですね。ですから、そういう意欲のある途上国としっかり協議をした上で我が国のイニシアティブを取れる、そういう支援の仕方で、資金的な援助ができるような新しい、その意味では新しい資金メカニズムを構築したい、こういうことを提言をしているわけでございます。それを今までのODAの中で、どのようにODAを組み替えながら新しい資金メカニズムをつくっていくかというのはこれからの課題だと受け止めております。

○荒井広幸君 広い意味でいろいろ課題があるわけです。先ほど財務省さんからお話があり、また大臣からもお話がありました。新しい資金メカニズム、これも重要ですね。今ある財布からだけやろうとすれば、各分野で、しかも赤字なんですから取り合いません。厳しい。だから、新しい発想じゃないでしょうか。環境国債です。前回、にべもなく財務省は断りましたね。しか

し、よくよく考えていくと、環境国債というものを国民に引き受けていただくということが、国債管理政策上、そして日本が自らのいわゆる、何と申したらいいでしょうか、一人一人が環境立国をしていくんだ、世界に貢献していくんだ、そういう意味でのSRI、社会的責任投資的発想がそこにきちんと組み込まれるわけです。政府部門と市場経済部門と、そしてそこに、みんな助け合っていく、その志というものをシステムにして回していくということではないと、世の中の私はバランスは崩れていくという、そういう考え方を持っていますから、国債、これを今ある、発行する中で、国債を、環境国債という目的国債を発行するんです。そうすれば、利息が、利回りが低くてもそれを引き受けるようになるわけですね。これポイントですよ。こういうことではないか、思っています。

ちよつと話が大臣からも出ましたので十四番のところへ飛びますけれども、どうでしょうか、国民からの国債購入、これを増やすためにも、そして国債管理政策上、百数十兆円、ここの十五年から二十年発行し続けて引き受けてもらわなくちゃいけないんですから、一石三鳥じゃないでしょうか。環境国債、これを目的的に発行する、その発行するタイミングと申しております。どうでしょうか。

○政府参考人(中村明雄君) お答え申し上げます。御指摘のような環境対策国債を発行することを純粋に国債消化の面から考えてみますと、まず国債市場の流動性を維持するという観点から見ますと、このように一般の国債と異なる付加価値を有する商品を市中に発行することは、唯一の円建て無リスク金利である国債の金利体系に混乱を生ずるおそれもありまして、好ましくないと考えております。

他方、個人向け国債のように市場に流通しないような形態で発行することは一つの考え方として

はあり得ると思えますが、仮に環境対策国債が売れても、その分一般の個人向け国債の販売額が減少し、全体としての個人消化額がそれほど増えない可能性もあること、また、そもそもこのような施策を取ること自体が、国債の消化が相当困難になっていることを示しているのではないかと不安を招くおそれがあるというふうにご考えておられます。当面、環境対策国債を導入する必要はあるとご考えておられます。

○荒井広幸君 米国から起きていたという見方が大体的に見立てですけれども、十年物の国債、これが長期レートの目安になります。アメリカでは今五・三％、十年物の国債利回りですよ。じゃ我が国幾らかというと、昨日で調べますと、十年物国債で一・八八五、十三日に一・九八五まで上がりましたけれどもまあ一服したと。これは日銀が再利上げしないというふうな観測を流したからだと申言われているわけです。どんでん国債の利回りを上げなきゃならないということは、国債の価値、これが減っているということなんですよ。こういうことを見ながら金融政策というのは皆さんやっておられるわけじゃないですか。

その中で、後で聞こうと思っておりますけれども、どうなんですか、郵貯と簡保とそれから不祥事続きの年金、年金の厚生年金と国民年金の基礎年金の部分、この部分を運用する、年金積立金管理運用独立行政法人がやっているわけですよ。二〇〇五年に百五十兆円積立しているわけですから、基礎年金の、この積み立てている基礎年金、これで自治体の融資もやっていますし、それから全額償還、財投の償還に、来年来るわけです。満額これ全部戻ってきちゃ。そうなたたときに、国債を今専ら買っているんですよ。ところが、財政諮問会議や首相の諮問機関の金融審議会は、今度はそんな安全運用じゃなくて株や不動産、デリバティブにも運用先を向けてもうけていこうかと言っているわけです。それは一理あるんです。年金の保険料の上昇、これを抑えるためにも、うまく運用できりや上昇する分を遅らせたり下げること

とができますけれども、このように、いずれにしても非常にグローバルな社会においては難しいんですよ。

そのときに、私が言うのは、目的国債をそのまま市場で金利を付けると言っているんじゃないんです。国債の中に、例えば一兆円、これについては目的に使う国債が入っています、こういう言い方ですよ。これは、財投機関債は財投がきちんとリスクを生じながら自分たちの会社と同じように出す、そういうやり方と、もう一つは、財投債というのがあるじゃないですか、今も。市場原理が成り立たないから国債と何ら変わらない形で、財投機関、財投機関債だけでは賄えないから国が政府保証して財投債で資金調達しているんじゃないですか。

こういうことを考えていたら、国民の皆さんが、やっぱり私たちが環境は大切だ、リターンを求めらんじゃなくて、国にお願いしながら、世界の国々に協力しながら環境お互いに良くなっている、ああ私を買ったこの国債はそういうものに役立つているのか、そういう性格を付与しなければ、これからの時代やっていますか。生き馬の目を抜くこの金の社会ですよ。日本の国際評価なんというのはばたつと下がりますよ、そんなことをやっていたら。

私は、新しい国債管理政策にそういう視点を加えると、そういう中で環境国債、環境対策国債というのを言っているんです。財務省の方でも一回御見解お願ひしたいと思っております。

○政府参考人(中村明雄君) お答え申し上げます。繰り返しになりますけれども、マーケットの場合、それが何に使われたかということではなく、発行体が国であるということその一つの商品が成り立っているわけでございます。例えば今先生がおっしゃいましたような財投債も、これは国債ということで一般の新規財源債、借換債と同じ商品として流通しているわけでございます。それがいまして、マーケットの観点からすれば、それ

が何に使われるかということではなくて、それが発行体であるのかということが重要なわけでございまして、その中で分けて、何といいますが、別扱い、別の金利体系になるものをつくることは余り適当ではないというふうな思っております。

○荒井広幸君 クローズなところで引き受けさせるといふのはあるけれども市場にはそういうものは出せないというのですが、私は金利を別な国債を立てると言っているんじゃないんです。そのやり方はいろいろあるということなんです。その一工夫がないようじゃ、これ本場に財務省、困っちゃいますね。これについては後ほどまたお話をさせていただきますが、

それじゃ、これ外務省になりますか、ODA。お金を仮にみんなが国債を買って協力したとしますよ、こういう説明の方が早いですから。そのODAは有償資金、後で返すお金ですね。それぞれの国々に協力しながら国民の皆さんのお金を出しているわけですね。きちんと戻ってきているんでしょうか。また、不確実なところがあるんでしょうか。実態を教えてください。

○政府参考人(杉田伸樹君) 円借款でございますが、これは市場における金融ということではなくて、援助というふうな実施するというところでございます。いずれにしても、途上国が借款資金をしつかりと返済するということが大事で、そういう返済はされてこそ自助努力を促すという円借款の長所というものが生かされるというふうな考えでおります。こういったことを念頭に置きまして、政府としても、供与先から確実に返済を受けられるようにいろいろな努力をしております。このような努力もあって、これまでおおむね問題なく返済が行われているところでございます。

平成十七年度末時点で、JBIICの海外経済協力勘定について、貸出金残高は約十兆九千四百三十六億円でございますけれども、このうち延滞債権総額は約九百七十億円というふうになっております。ただし、例外的なケースといたしまして、予想できないような政治情勢の不安定化、あるいは

は紛争、自然災害等の事情ということによって返済が非常に困難になるということも残念ながらございます。この場合、特に返済の不能の状態というものが長く続くような場合については、債権国の集まりでありましてパリ・クラブで債務の取扱いが議論されるということもございまして、

国別でございますけれども、国別について延滞債権額を公表することに関しましては、その当該国の国際金融市場での信用にかかわるといふこともございまして、ひいてはその当該国との二国間関係にも悪影響を及ぼしかねないということから、我が国政府としてはこのような延滞債権額を公表するということは適切でないと考えております。

しかし、いずれにしても、政府といたしましては、これらの国民から預かりましたお金でございますので、供与先から確実に返済を受けられるよう今後とも最善を尽くしてまいりたいと、このように考えております。

○荒井広幸君 おおむね返していただいているということですが、だからこそある意味では安心ということもあるんですね。

同時に、なぜ郵貯、簡保、年金資金でODAの大半を賄っていたかという点、それは郵貯、簡保、年金資金が滞留期間が圧倒的に長いんです。銀行でこれを預貸といいますが、大体半年で回ります。郵貯の場合は四、五年です。こういったことから、その長期資金で世界各国に支援するというものにはその期間のマジックが効きますから、非常に有効だったんです。

本当深刻ですよ、これから。郵貯、簡保、年金が、先ほど年金も今度はハイリスクだけどもそこにも投資できるようにしようなんということにして、郵貯、簡保は、銀行と同じ商品を出すことにせんよ。市場で運用するようになりますよ。ポートフォリオは別ですよ。そうなたらだれが引き受けるんですか、国債。そういうときの意識付け、動機付けというところに我々は着目している

んです、私は。そういう発想を取り入れなくて国債管理政策などということとはとてもできないだろうというふうな思いがあります。これについてはまた後日にお話をさせていただきたいと思っております。

外務省、そうして各国と協力する、環境を含めてODAで支援する、特命全權大使、これは日本外交を担う責任者であり、その国と顔の見えるそういう重要な日本の代表であります。これは国会同意人事でありませぬね。国会で同意しませぬ、これは。

私は、自民党、当時、時代だったときの研究会で提言をして、毎日新聞にも載っておりますけれども、国会同意人事にするべきであると、こう申し上げていきます。やっぱりみんなで各国を協力し国民の皆さんとともにお互いに良くなるよう、そういう発露ですから国会同意人事を必要とすると思えますが、法改正を考えておられますか。

○政府参考人(塩尻孝二郎君) お答え申し上げます。

委員も御承知のとおり、外交関係の処理は内閣の事務に属することが憲法で規定されております。この規定に基づきまして、外交関係をつかさどる外務大臣の命に従って大使が外交活動を行っております。その任命については、外務大臣の申出により閣議決定の手続を経て内閣が行っているということでございます。こういうような観点から、大使人事につきましては国会の同意を求めるといふふうな考えでおります。

それからまた、ほかの先進国の例を見ますと、米国の場合については大使の任命に当たりますして議会の承認を必要としておりますが、これは例外的でございます。大統領制を取るフランスを含めまして、ドイツ、イタリア、イギリス等、ほかの主要先進国においてはこのような制度は取っていないというふうな承知しております。

用と、こういうことにして改善はしました。しかし、より多く国民の皆さんを代表する方がその国との関係で大使になられる機会をつくるためにも、同意人事にすることが私は適当だろうというふうな思いがあります。

同時に、同意人事も、議運においてこれがある意味で形式的に近い形で処理するというやり方にも問題がある。やはり委員会に付託をしてその方の所信を聞く、このようなことをして同意人事をしなければ、一義的には内閣や役所のその選考を信頼するとしても、会ったこともない、見識を聞いたこともない、そういうことでは私は話が進んでいかないだろうというふうな思いがあります。

ですから、どうぞ、そういう意味では国会同意を必要とするという考えも検討に入れていただくようにひとつお願いをしたい、私たちもそれらについてまた対応していきたいと、このように思います。

さて、内閣府にお尋ねをいたしますけれども、参議院の提言を受けて、総理の発言もありました。内閣としてODA、環境も入っております。これを積極的にするべきだということについて、どのように具体化するのか、内閣として何か取組はありますか。

○政府参考人(梅溪健児君) 現在、経済財政諮問会議において基本方針二〇〇七の審議をお願いしているところでございます。

参議院政府開発援助等に関する特別委員会からいただいた御提言については、政府の関係機関において所要の検討がなされ、ODAに関しても今後決定される基本方針二〇〇七に基づいて着実に実施されるものと承知いたしております。

思ですというような逃げ方はしないでください。経済財政諮問会議は、これは内閣の責任にあるわけですよ。出てきたのも内閣だ。同意人事にするべきではありませんか。法改正をする意思はございませんか。

○政府参考人(齋藤潤君) 個々の会議等の委員の任命に当たって国会の同意を得るべきものか否かにつきましては、当該会議等の位置付けあるいは構成等に依りましてその設置の根拠となる法律によって個別に定められているところでござい

経済財政諮問会議については、内閣府の設置法に定められているところでございます。その内閣府設置法におきましては、内閣総理大臣が優れた識見を有する者のうちから任命するというふう

○荒井広幸君 それは法律の定めだからということなんです、そこにやはり問題が残ってはいやしないかと、やはり国会同意をする、こういうところが一つの、今度のODAの参議院の提言の中に、幅広く読んでいけば、参議院、先生方とも

○島尻安伊子君 島尻安伊子でございます。

早速質問させていただきたいと思っておりますが、その前に、本日は大野つや子先生の議員として最後の質問ということでございまして、これまでの先生の御尽力に心から敬意を表したいというふう

昨今は環境問題に対して大変に国民の関心が高くなってきたというふうに思います。本屋に並ぶ雑誌の表紙には地球温暖化とか環境というよう

ような言葉が多く使って国民の意識を喚起するといいますが、環境に向けてその目を向けさせるといいますか、そういう一種キャンペーンを張っているような女性誌もございまして、このことから考えますと、ある程度の報道といえますかマスコミによるリードというのは必要なんじゃないのか

安倍総理がおっしゃる美しい日本というのがありませうけれども、美しい国というのは、私は美しい島日本という言葉にも置き換えられるのかなというふう

美しい島、美しい島を美しい島として守るとい、これは環境を守るといふ大きな意味で語ることができるといふふうに思いますが、環境と一言

そこで、本日は内閣府の方にまず質問したいというふう

このたび、実はウチャヤウダウンといいますが、この音だけを聞きますと、発音だけを聞きますと何のこつちやというふう

ませんけれども、この御茶屋御殿というのは首里城と一体となって使用された施設でございまして、琉球国の文化の伝統としての役割を果たしてきた施設でござい

このたび、この御茶屋御殿の復元に向けて絶好のチャンスというのが訪れておりまして、地元で土地の問題等々、この復元に向けて大変に県民の関心が高くな

○政府参考人(清水治君) お答え申し上げます。首里城の関連施設でございました御茶屋御殿の復元整備につ

このような点を踏まえまして、御茶屋御殿の復元整備にどのような形で取り組んでいくかにつきま

○島尻安伊子君 ありがとうございます。

今のお答えの中で、文化財としての裏付けといいますが、そういうことがございしたけれども、具体的にどうい

いろいろな、地元において沖縄県の埋蔵文化財センターの発掘調査というの

的に、その裏付けとしては今後どのようなものが考えられるのか教えていただけますでしょうか。○政府参考人(清水治君) 文化財の位置付けにつ

その点については、内閣府については直接所管しているわけではございせんが、これまでに県の埋蔵物文化財セン

○島尻安伊子君 是非これは前向きにといいますが、先ほどもお話しさせていただきましたが、美しい島を美しい島として守っていくという意味にお

繰り返しになりますが、御茶屋御殿の復元整備については重要な意義がございしますので、その復元整備にどのような形で取り組んでいくか、いろ

○島尻安伊子君 ありがとうございます。

再度でございますけれども、内閣府の沖縄振興にかかわる皆様方におかれましては、是非是非、国としてのきちん

いただく中で、この御茶屋御殿の復元について御尽力をいただきたく思います。

それでは、次に移りたいと思います。

同じく、美しい島日本という中で、西表の国立公園の件でございます。次年度になりますけれども、西表国立公園の指定区域の拡張見直しということが計画されていると聞いております。この具体的なタイムスケジュールといえますか、これからの進み具合といえますか、それについてお聞かせください。

○国務大臣(若林正俊君) 沖縄は本当に美しい島であります。私は、農林省に勤務しておりましたときに、沖縄復帰が間近に迫りましたとき、私は、沖縄復帰対策室を新設しましてその初代の室長を拝命いたしました。約二年間、復帰まで、沖縄復帰にかかわったわけですが、復帰後の沖縄の振興計画というのがどういふ計画であるべきだろうかと、沖縄の関係の皆さん方もいろいろお話し合いをいたしました。

そのときに、やはりこの美しい自然を生かした、その美しい自然を基盤にしたやはり観光開発というのが大きな柱でありましょう。それからもう一つは、やはり本土から離れておりますけれども、ああいふ亜熱帯の温暖な気候条件を生かして、それに即したバイナツプルでありますとか、サトウキビもそうですけれども、そういう農業というものを振興していかなきゃいけないんじゃないかと、これが沖縄の皆さんの強い意向でございます。私もそのために何回も何回も沖縄に渡りましていろいろの方々と意見交換をしてまいりました。当然、その島々の中には石垣島もありまして、西表にも参りました。私は、この沖縄のすばらしい自然環境に心を奪われた者の一人でございます。

そんな体験もございしますが、石垣島は、於茂登岳を始めとする亜熱帯性の森林、たか、白保を始めとするサンゴ礁などの優れた景観を特に有しているというところから、これを国立公園に編入するための必要な手続を今進めているところでござい

まして、地域の方々の中には、国立公園になりまして開発が抑制されるからこれは賛成できないという方もいらっしゃいました。私のところにも参りましたけれども、そういう方々に、制度への誤解もあるんじゃないかということ、地域の公聴会などを公民館などで開けば私の方から担当者行きますよというお話を、もう既に何回か現地でお話をしまして、ようやく沖縄県としてこれを国立公園に編入することを進めていただくことになっております。

その申請を受けまして、今月の二十九日に開催予定の中央環境審議会において、石垣島の国立公園編入について御審議いただくことにいたしております。この審議会において適当である旨の答申が得られれば、今年の夏までにはこれを告示をして国立公園に指定する、そういう手順になっていくと、このように思います。

これからの沖縄の発展のために、自然環境の保全とその適正利用の推進への取組を一層推進してまいりたいと、このように考えております。

○島尻安伊子君 ありがとうございます。

その国立公園の編入といいますが、区域の拡張見直しの中で、鳩間島の、それから波照間島の全域及びその周辺海域も含めての西表国立公園に編入していただきたいという陳情が出ているかと思っておりますけれども、この辺についてお答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(富岡悟君) 先生お尋ねの点につきましては、先日、竹富町の町長さんの方から私どもの方に御要望がございました。その中身は、今後の西表国立公園の公園計画の見直しに合わせ、西表島、鳩間島及び波照間島の全域を、これらの周辺海域も含め西表国立公園に編入してほしいというものでございました。

これらの地域での公園区域や公園計画の見直しについては、今年度から必要な調査に着手することといたしております。その中で、竹富町を始めとする地元関係者と意見交換をしながら具体的に検討してまいりたいと考えているところでござい

ます。

○島尻安伊子君 御答弁ありがとうございます。もう時間がないのでこの辺でとどめますが、美しい島々の日本という中で、この美しい島を美しい島としてまた守っていただきたいと、それに対しての皆様方の御尽力いただきたく、またよろしくお願ひ申し上げます。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長(大石正光君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(大石正光君) エコトウリズム推進法案を議題といたします。

まず、提出者衆議院環境委員長西野あきら君から趣旨説明を聴取いたします。西野衆議院環境委員長。

○衆議院議員(西野あきら君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

エコトウリズムにつきましては、自然環境の保全、地域における創意工夫を生かした観光の振興及び環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において重要な意義を有していることから、国の施策として推進が図られてまいりました。

しかしながら、その趣旨が十分に浸透、実践されていまいといた状況もあり、本来保全されるはずの自然環境、特に世界自然遺産地域などの原生自然を有する地域におきましては、大勢の観光旅行者が訪れることによる踏み荒らしやごみの廃棄など、自然環境への悪影響が問題となっており、自然保護に配慮した観光の推進が求められております。

また、近年の環境問題への関心の高まりとともに、実際に自然と触れ合い、その仕組みや大切さを理解することがより重要となっております。

このような状況の下、エコトウリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、本案を

提出した次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、エコトウリズムは、自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定め、その方法に従って実施されなければならない等の基本理念にのっとり、政府は、エコトウリズムの推進に関する基本方針を定めなければならないものとしております。

第二に、市町村は、エコトウリズムを推進しようとする地域ごとに、当該市町村のほか、事業者、NPO等、専門家、土地所有者、関係行政機関等から成るエコトウリズム推進協議会を組織することができるものとし、同協議会は、エコトウリズムの実施方法や自然観光資源の保護、育成のために講ずる措置等を内容とするエコトウリズム推進全体構想を作成するものとしております。

また、市町村は、その組織した協議会が全体構想を作成したときは、当該全体構想について主務大臣の認定を申請することができるものとしております。

第三に、主務大臣は、インターネット等の方法により、認定した全体構想の内容について周知するとともに、国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、当該認定全体構想に基づくエコトウリズムに係る事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、許可等の際に適切な配慮をするものとしております。

第四に、当該市町村の長は、認定全体構想に従い、保護措置を講ずる必要がある自然観光資源を特定自然観光資源として指定することができるものとし、その指定した特定自然観光資源が多数の観光旅行者等の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入りの制限をすることができるものとしております。

また、特定自然観光資源の所在する区域内においては、何人も、その汚損、損傷、除去及びごみ

の廃棄等をしてはならないものとしております。以上が、本案の提案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大石正光君) これより質疑に入りません。——別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

エコツーリズム推進法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大石正光君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大石正光君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

六月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、エコツーリズム推進法案(衆)

エコツーリズム推進法案

エコツーリズム推進法

(目的)

第一条 この法律は、エコツーリズムが自然環境の保全、地域における創意工夫を生かした観光の振興及び環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において重要な意義を有することにかんがみ、エコツーリズムについての基本理念、政府による基本方針の策定その他のエコツーリズムを推進するために必要な事項を定めることにより、エコツーリズムに関する施策を

総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「自然観光資源」とは、次に掲げるものをいう。

一 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源

二 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

2 この法律において「エコツーリズム」とは、観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。

3 この法律において「特定事業者」とは、観光旅行者に対し、自然観光資源についての案内又は助言を業として行う者(そのあつせんを業として行う者を含む)をいう。

4 この法律において「土地の所有者等」とは、土地若しくは木竹の所有者又は土地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする権利、漁業権若しくは入漁権(臨時設備の設置その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く)を有する者をいう。

(基本理念)

第三条 エコツーリズムは、自然観光資源が持続的に保護されることがその発展の基盤であることにかんがみ、自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定め、その方法に従って実施されるとともに、実施の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを反映させつつ実施されなければならない。

2 エコツーリズムは、特定事業者が自主的かつ積極的に取り組むとともに、観光の振興に寄与することを旨として、適切に実施されなければならない。

3 エコツーリズムは、特定事業者、地域住民、特定非営利活動法人等、自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携し、地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを旨として、適切に実施されなければならない。

4 エコツーリズムの実施に当たっては、環境の保全についての国民の理解を深めることの重要性にかんがみ、環境教育の場として活用が図られるよう配慮されなければならない。

(基本方針)

第四条 政府は、基本理念にのっとり、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一 エコツーリズムの推進に関する基本的方向

二 次条第一項に規定するエコツーリズム推進協議会に関する基本的事項

三 次条第二項第一号のエコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項

四 第六条第二項のエコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項

五 生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項その他エコツーリズムの推進に関する重要事項

3 環境大臣及び国土交通大臣は、あらかじめ文部科学大臣及び農林水産大臣と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣及び国土交通大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かなければならない。

5 環境大臣及び国土交通大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 基本方針は、エコツーリズムの実施状況を踏まえ、おおむね五年ごとに見直しを行うものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(エコツーリズム推進協議会)

第五条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村の区域のうちエコツーリズムを推進しようとする地域ごとに、次項に規定する事務を行うため、当該市町村のほか、特定事業者、地域住民、特定非営利活動法人等、自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他のエコツーリズムに関連する活動に参加する者(以下「特定事業者等」という。)並びに関係行政機関及び関係地方公共団体からなるエコツーリズム推進協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次の事務を行うものとする。

一 エコツーリズム推進全体構想を作成すること。

二 エコツーリズムの推進に係る連絡調整を行うこと。

3 前項第一号に規定するエコツーリズム推進全体構想(以下「全体構想」という。)には、基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。

一 エコツーリズムを推進する地域

二 エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源の名称及び所在地

三 エコツーリズムの実施の方法

四 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置(当該協議会に係る市町村の長が第八条第一項の特定自然観光資源の指定をしようとするときは、その旨、当該特定自然観光資源の名称及び所在する区域並びにその保護のために講ずる措置を含む。以下同じ。)

五 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担

六 その他エコツーリズムの推進に必要な事項

4 市町村は、その組織した協議会が全体構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

5 前項の規定は、全体構想の変更又は廃止につ

いて準用する。

6 特定事業者等は、市町村に対し、協議会を組織することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る協議会が作成すべき全体構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

7 特定事業者等で協議会の構成員でないものは、市町村に対して書面での意思を表示することによって、自己を当該市町村が組織した協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

9 協議会の構成員は、相協力して、全体構想の実施に努めなければならない。  
(全体構想の認定)

第六条 市町村は、その組織した協議会が全体構想を作成したときは、主務省令で定めるところにより、当該全体構想について主務大臣の認定を申請することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があつた全体構想が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。  
二 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置その他の全体構想に定める事項が確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。

3 主務大臣は、二以上の市町村から共同して第一項の規定による認定の申請があつた場合において、自然的経済的社会的条件からみて、当該市町村の区域において一体としてエコツーリズムを推進することが適当であると認めるときは、当該申請に係る全体構想を一体として前項の認定をすることができる。

4 主務大臣は、第二項の認定をしたときは、その旨を公表しなければならない。

5 市町村は、その組織した協議会が第二項の認定を受けた全体構想を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、当該変更後の全体構想について主務大臣の認定を受けなければならない。

6 主務大臣は、第二項の認定(前項の変更の認定を含む。以下同じ)を受けた全体構想(以下「認定全体構想」という。)が基本方針に適合しなくなったと認めるとき、又は認定全体構想に従つてエコツーリズムが推進されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

7 第二項及び第四項の規定は第五項の変更の認定について、第四項の規定は前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(認定全体構想についての周知等)

第七条 主務大臣は、インターネットの利用その他の適切な方法により、エコツーリズムに参加しようとする観光旅行者その他の者に認定全体構想の内容について周知するものとする。

2 国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、認定全体構想を作成した協議会の構成員である特定事業者が当該認定全体構想に基づくエコツーリズムに係る事業を実施するため、法令の規定による許可その他の処分を求めたときは、当該エコツーリズムに係る事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

(特定自然観光資源の指定)

第八条 全体構想について第六条第二項の認定を受けた市町村(第十二条を除き、以下単に「市町村」という。)の長(以下単に「市町村長」という。)は、認定全体構想に従い、観光旅行者その他の者の活動により損なわれるおそれがある自然観光資源(風俗慣習その他の無形の観光資源を除く。以下この項において同じ。)であつて、保護のための措置を講ずる必要があるものを、特定自然観光資源として指定することができる。ただし、他の法令により適切な保護がなされている自然観光資源として主務省令で定めるもの

については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該特定自然観光資源の所在する区域の土地の所有者等の同意を得なければならない。

3 市町村長は、第一項の指定をしたときは、その旨、当該特定自然観光資源の名称及び所在する区域並びにその保護のために講ずる措置の内容を公示しなければならない。

4 市町村長は、第一項の指定をしたときは、当該特定自然観光資源の所在する区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

5 市町村長は、第一項の指定をした場合において、当該特定自然観光資源に該当するに至つたときその他の後の事情の変化によりその指定の必要がなくなつたとき、又はその指定を継続することが適当でなくなつたと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

ついで、この限りでない。

2 市町村長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該特定自然観光資源の所在する区域の土地の所有者等の同意を得なければならない。

3 市町村長は、第一項の指定をしたときは、その旨、当該特定自然観光資源の名称及び所在する区域並びにその保護のために講ずる措置の内容を公示しなければならない。

4 市町村長は、第一項の指定をしたときは、当該特定自然観光資源の所在する区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

5 市町村長は、第一項の指定をした場合において、当該特定自然観光資源に該当するに至つたときその他の後の事情の変化によりその指定の必要がなくなつたとき、又はその指定を継続することが適当でなくなつたと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

6 市町村長は、前項の規定による指定の解除をするときは、その旨を公示しなければならない。

(特定自然観光資源に関する規制)

第九条 特定自然観光資源の所在する区域内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定自然観光資源を汚損し、損傷し、又は除去すること。

二 観光旅行者その他の者に著しく不快の念を起させような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

三 著しく悪臭を発生させ、音響機器等により著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、その他観光旅行者その他の者に著しく迷惑をかけること。

四 前三号に掲げるもののほか、特定自然観光資源を損なうおそれのある行為として認定全体構想に従い市町村の条例で定める行為

2 市町村の当該職員は、特定自然観光資源の所在する区域内において前項各号に掲げる行為をしていない者がいるときは、その行為をやめるよう指示することができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十条 市町村長は、認定全体構想に従い、第八条第一項の規定により指定した特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入りにつきあらかじめ当該市町村長の承認を受けるべき旨の制限をすることができる。ただし、他の法令によりその所在する区域への立入りが制限されている特定自然観光資源であつて主務省令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定による制限がされたときは、同項の承認を受けた者以外の者は、当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入つてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて主務省令で定めるものを行うために立ち入る場合については、この限りでない。

3 第一項の承認は、立ち入ろうとする者の数について、市町村長が定める数の範囲内において行うものとする。

4 市町村の当該職員は、第二項の規定に違反して当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入る者があるときは、当該区域への立入りをやめるよう指示し、又は当該区域から退去するよう指示することができる。

5 第八条第二項から第六項までの規定は、第一項の制限について準用する。この場合において、同条第三項中「その保護のために講ずる措置の内容」とあるのは「立入りを制限する人数及び期間その他必要な事項」と、同条第五項中「同項ただし書の主務省令で定める自然観光資源」

とあるのは「第十条第一項ただし書の主務省令で定める特定自然観光資源」と読み替えるものとする。

6 前条第三項の規定は、第四項の職員について準用する。

(活動状況の公表)  
第十一条 主務大臣は、毎年、協議会の活動状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(活動状況の報告)  
第十二条 主務大臣は、市町村に対し、その組織した協議会の活動状況について報告を求めるところができる。

(技術的助言)  
第十三条 主務大臣は、広域の自然観光資源の保護及び育成に関し、並びに自然観光資源についての案内又は助言を行う人材を育成するため、エコツーリズムの実施状況に関する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。

(情報収集等)  
第十四条 主務大臣は、自然観光資源の保護及び育成を図り、並びに自然観光資源についての案内又は助言を行う人材を育成するため、エコツーリズムの実施状況に関する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。

(広報活動等)  
第十五条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、エコツーリズムに関し、国民の理解を深めるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)  
第十六条 国及び地方公共団体は、エコツーリズムを推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(エコツーリズム推進連絡会議)  
第十七条 政府は、環境省、国土交通省、文部科学省、農林水産省その他の関係行政機関の職員をもって構成するエコツーリズム推進連絡会議を設け、エコツーリズムの総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(主務大臣等)

第十八条 この法律における主務大臣は、環境大臣、国土交通大臣、文部科学大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣、国土交通大臣、文部科学大臣及び農林水産大臣の発する命令とする。

(罰則)  
第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項の規定による市町村の当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第一号から第三号までに掲げる行為をした者

二 第十条第四項の規定による市町村の当該職員の指示に従わないで、当該特定自然観光資源の所在する区域へ立ち入り、又は当該区域から退去しなかつた者

第二十条 第九条第一項第四号の規定に基づく条例には、同条第二項の規定による市町村の当該職員の指示に従わないでみだりに同号に掲げる行為をした者に対し、三十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

附則  
施行期日  
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)  
第二条 環境大臣及び国土交通大臣は、この法律の施行前においても、第四条第一項から第四項までの規定の例により、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めることができる。

2 環境大臣及び国土交通大臣は、前項の基本的な方針について同項の閣議の決定があつたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた基本的な方針は、この法律の施行の日において第四条第一項から第四項までの規定により定められた基本方針とみなす。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

六月八日日本委員会に左の案件が付託された。

一、二千四年IUCN勧告の日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全の履行に関する請願(第一五四九号)

第一五四九号 平成十九年五月二十八日受理

二千四年IUCN勧告の日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全の履行に関する請願

請願者 東京都世田谷区世田谷二ノ二六ノ二一ノ四〇四 井野優子 外千九百九十九名

紹介議員 喜納 昌吉君

この請願の趣旨は、第一二七八号と同じである。

六月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、石綿被害者救済の充実に関する請願(第一八七六号)(第一八七七号)(第一八七八号)(第一八七九号)(第一八八〇号)(第一八八一号)(第一九三三三号)(第一九三三六号)(第一九三三七号)(第一九三三八号)(第一九三三九号)(第一九四〇号)(第一九四一号)(第一九四二号)(第一九四三三号)(第二〇七七号)

一、二千四年IUCN勧告の日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全の履行に関する請願(第二一一五号)

第一八七六号 平成十九年六月四日受理

石綿被害者救済の充実に関する請願

請願者 東京都町田市金井一ノ三六ノ二 五十嵐源之助 外千二百二十名

紹介議員 福島みずほ君

じん肺は、最古にして今なお最大の職業病である。いまだに二万人近くのじん肺有所見者があり、毎年一、〇〇〇名前後が最重症患者として新たに認定されている。また、毎年一、〇〇〇名以上が死亡していると言われている。数多くのじん肺裁判の結果、企業責任は明確になっており、二〇〇四年四月に出された筑豊じん肺最高裁判決によって、炭鉱における国の加害責任が明確になり、米海軍横須賀じん肺によって、造船における国の責任も明確になっていく。そして、二〇〇六年七月の東京地裁判決、熊本地裁判決で、いずれもトンネル工事についての国の責任も明確になっている。ILO(世界労働機関)・WHO(世界保健機関)は、二〇一五年には世界中からじん肺を根絶すべきである、そのために各国政府はじん肺根絶計画を策定すべきであると提唱している。日本も、我が国最大の職業病であるじん肺を遅くとも二〇一五年には根絶するための抜本的な制度改革に取り組むべきことが強く求められている。また、アスベストは、じん肺の原因物質であるとともに、強い発がん性を有していることが明白になっている。安全衛生法施行令が改正され、二〇〇六年九月から石綿及び石綿をその重量の〇・一%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されることになったが、まだまだ多くの例外が残っており、今後アスベストを使用した建物の解体等によってアスベスト粉じんによる大量の被害発生も危惧される。二〇〇六年三月から「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されたが、救済の対象となる指定疾病を中皮腫と肺がんに限定するとともに、救済給付金も労災法や公健法に比して低額に抑えるなど、極めて不十分な内容となっている。また、トンネルや炭鉱、金属鉱山などじん肺を多く出してきた職場では、じん肺のほかにも振動病が多発しており、その根絶と被害救済も課題となっている。厚生労働省は、振動障害の医学的検査、労災認定基準に

関して一九七七年に発出した通達を改定しようとする。

しているが、その内容は医学界等の合意もないまま、振動障害に苦しむ患者を切り捨てるものになりかねない。

ついでに、次の事項について実現を図られたい。

一、石綿被害者を隙間なく救済するため、労災の対象とされている(一)石綿肺(二)良性石綿胸水(三)びまん性胸膜肥厚を指定疾病に加えるとともに、石綿被害者の救済を充実すること。

第一八七七号 平成十九年六月四日受理  
石綿被害者救済の充実に関する請願

請願者 静岡県袋井市字刈一七九〇四二  
竹下三次 外二千四百九十九名

紹介議員 大田 昌秀君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第一八七八号 平成十九年六月四日受理  
石綿被害者救済の充実に関する請願

請願者 横浜市鶴見区佃野町四ノ四 野上 誠一朗 外二千三百八十三名

紹介議員 近藤 正道君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第一八七九号 平成十九年六月四日受理  
石綿被害者救済の充実に関する請願

請願者 高知市瀬戸二ノ一五ノ五 野瀬倫 子 外二千四百九十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第一八八〇号 平成十九年六月四日受理  
石綿被害者救済の充実に関する請願

請願者 仙台市宮城野区原町苦竹字館前一 一ノ四〇五 榊廣志 外二千四百九十九名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第一八八一号 平成十九年六月四日受理  
石綿被害者救済の充実に関する請願

請願者 岩手県釜石市中妻町一ノ一六ノ六 葛西繁樹 外二千四百九十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第一九三五号 平成十九年六月四日受理  
石綿被害者救済の充実に関する請願

請願者 名古屋市長区植園町二ノ一ノ七 山田直博 外七百二十二名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第一九三六号 平成十九年六月四日受理  
石綿被害者救済の充実に関する請願

請願者 大阪府池田市洪谷三ノ六ノ二五ノ一〇四 仲森明正 外七百二十二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第一九三七号 平成十九年六月四日受理  
石綿被害者救済の充実に関する請願

請願者 東京都八王子市大塚六四二ノ一六 大村ユミ子 外七百二十二名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第一九三八号 平成十九年六月四日受理  
石綿被害者救済の充実に関する請願

請願者 山形市城西町三ノ一七ノ七 渡部 花林 外七百二十二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第一九三九号 平成十九年六月四日受理  
石綿被害者救済の充実に関する請願

請願者 東京都江東区北砂五ノ一九ノ七ノ一、〇〇二 長島貴久代 外七百二十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

請願者 東京都江東区北砂五ノ一九ノ七ノ一、〇〇二 長島貴久代 外七百二十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第一九四〇号 平成十九年六月四日受理  
石綿被害者救済の充実に関する請願

請願者 和歌山市栄谷六六ノ一ノ六 松野光 枝 外七百二十二名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第一九四一号 平成十九年六月四日受理  
石綿被害者救済の充実に関する請願

請願者 茨城県那珂市中台五七三ノ三二 野口好弘 外七百二十二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第一九四二号 平成十九年六月四日受理  
石綿被害者救済の充実に関する請願

請願者 長崎市大橋町八ノ五 田平祐也 外七百二十二名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第一九四三号 平成十九年六月四日受理  
石綿被害者救済の充実に関する請願

請願者 埼玉県三郷市戸ヶ崎三、〇九〇ノ五七ノ二〇三 小藤隆之 外七百二十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第二〇七七号 平成十九年六月七日受理  
石綿被害者救済の充実に関する請願

請願者 東京都清瀬市旭が丘二ノ三ノ七ノ一〇七 久保田芳夫 外六千四百

九十九名  
紹介議員 峰崎 直樹君  
この請願の趣旨は、第一八七六号と同じである。

第二二一五号 平成十九年六月八日受理

二千四年IUCN勧告の日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全の履行に関する請願  
請願者 兵庫県明石市二見町西二見二、〇 一四ノ三ノ四一五 三宅弘士 外 千九百九十九名

紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第一二七八号と同じである。

六月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、二千四年IUCN勧告の日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全の履行に関する請願(第二二二二号)(第二二三五号)

第二二二二号 平成十九年六月十三日受理

二千四年IUCN勧告の日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全の履行に関する請願  
請願者 京都府亀岡市西つじヶ丘大山台 一ノ一八ノ一 桑原和代 外二千三百九十七名

紹介議員 福山 哲郎君  
この請願の趣旨は、第一二七八号と同じである。

第二二三五号 平成十九年六月十三日受理

二千四年IUCN勧告の日本のジュゴン、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの保全の履行に関する請願  
請願者 奈良県香芝市旭ヶ丘五ノ九ノ三 井辺泰子 外九百九十九名

紹介議員 ツルネンマルティ君  
この請願の趣旨は、第一二七八号と同じである。





平成十九年六月二十七日印刷

平成十九年六月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A